より、そう、ちから。
東北電力

第94回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成30年6月27日（水曜日）午前10時

開催会場

仙台市青葉区一番町三丁目７番１号
電力ビル７階電力ホール

目　次

■ 第94回定時株主総会招集ご通知 …… 1

■ 株主総会参考書類 …… 5

〈会社提案〉
第 1 号議案　剰余金の処分の件
第 2 号議案　定款一部変更の件
第 3 号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）13名選任の件
第 4 号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第 5 号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額および内容決定の件
第 6 号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

〈株主提案〉
第 7 号議案　定款一部変更の件（1）
第 8 号議案　定款一部変更の件（2）
第 9 号議案　定款一部変更の件（3）
第10号議案　定款一部変更の件（4）
第11号議案　定款一部変更の件（5）
第12号議案　定款一部変更の件（6）

■ 添付書類
事業報告 ……47
連結計算書類 ……79
計算書類 ……81
監査報告書 ……83

東北電力株式会社
（証券コード 9506）

(証券コード 9506)
平成30年６月５日

株 主 各 位

仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東 北 電 力 株 式 会 社
取締役会長　海　輪　　誠

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主のみなさまには，平素より格別のご高配をたまわり，厚く御礼申しあげます。
　さて，当社第94回定時株主総会を下記により開催いたしますので，ご出席いただきますようご案内申しあげます。
　なお，当日ご出席いただけない場合は，郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧いただき，**平成30年６月26日（火曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますよう**お願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時	平成30年６月27日（水曜日）午前10時
２．場　　所	仙台市青葉区一番町三丁目７番１号　電力ビル７階電力ホール

○当日ご出席の場合は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
　また，当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
○節電のため，会場の冷房を控え目にさせていただきますので，軽装でご出席いただきますようお願い申しあげます。

3．目　的　事　項	**報告事項**　1．平成29年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2．平成29年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　**〈会社提案（第１号議案から第６号議案まで）〉** 第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）13名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額および内容決定の件 第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件 **〈株主提案（第７号議案から第12号議案まで）〉** 第７号議案　定款一部変更の件（１） 第８号議案　定款一部変更の件（２） 第９号議案　定款一部変更の件（３） 第10号議案　定款一部変更の件（４） 第11号議案　定款一部変更の件（５） 第12号議案　定款一部変更の件（６） 上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」（５頁から46頁）に記載のとおりであります。
4．招集にあたってのその他決定事項	(1)　議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。 (2)　インターネットにより，複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

○次の事項につきましては，法令および定款第14条の規定に基づき，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tohoku-epco.co.jp/ir/）に掲載させていただいておりますので，本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は，本招集ご通知の添付書類とともに，監査役および会計監査人の監査対象となっております。
・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
・計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
○株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tohoku-epco.co.jp/）に掲載させていただきます。

【議決権行使のご案内】

株主総会にご出席いただける場合



○同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時　平成 30 年 6 月 27 日（水曜日）午前 10 時

株主総会にご出席いただけない場合

郵　　送



○同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ，ご送付ください。

行使期限　平成 30 年 6 月 26 日（火曜日）午後 5 時到着分まで

インターネット等



○パソコン，スマートフォンまたは携帯電話から**議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）**にアクセスしていただき，画面の案内にしたがって，各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　平成 30 年 6 月 26 日（火曜日）午後 5 時まで

詳細は以下の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

「インターネット等による議決権行使のご案内」

インターネットによる議決権行使は，パソコン，スマートフォンまたは携帯電話（EZweb，ｉモード，Yahoo! ケータイ）※ から，当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし，毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。)

※「EZweb」はKDDI株式会社，「iモード」は株式会社NTTドコモ，「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

○インターネットによる議決権行使は，**平成30年6月26日（火曜日）午後５時まで**受付いたしますが，お早めに行使していただき，ご不明な点などがございましたら右記ヘルプデスクへお問い合せください。
○パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は，インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合，アンチウイルスソフトを設定されている場合，proxyサーバーをご利用の場合等，株主さまのインターネット利用環境によっては，ご利用できない場合もございます。
○携帯電話による議決権行使は，EZweb，iモード，Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また，セキュリティ確保のため，暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりませんので，ご了承ください。

（パソコンの場合）

1 議決権行使サイトへアクセスする。



❶「次の画面へ」をクリック

2 ログインする。



❷お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
❸「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する。



❹仮パスワードを「現在のパスワード入力欄」に入力し，新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」に入力
❺「送信」をクリック

4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意事項

○株主さま以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため，ご利用の株主さまには，議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので，ご了承ください。
○株主総会の招集の都度，新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
○複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
⑴郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
⑵インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また，パソコン，スマートフォンおよび携帯電話のいずれかで重複して議決権を行使された場合も，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
○議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金，パケット通信料，その他携帯電話等利用による料金等）は株主さまのご負担となりますので，ご了承ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合せ（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
☎0120－173－027（通話料無料）
受付時間 午前９時から午後９時まで

＜議決権電子行使プラットフォームについて＞
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては，株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には，当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

▶P.1 招集ご通知
▶P.5 株主総会参考書類
▶P.47 事業報告
▶P.79 連結計算書類
▶P.81 計算書類
▶P.83 監査報告書

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案〉

第１号議案から第６号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案（会社提案）　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては，次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は，配当につきましては，安定的な配当を行うことを基本に，当年度の業績や中長期的な収支見通しなどを総合的に勘案し決定することを基本的な方針としております。

当年度の業績につきましては，販売電力量（小売）の減少や燃料価格の上昇などによる燃料費の増加などから前年度実績を下回るものの，卸電力取引所の積極的な活用や他社への卸売の増加，経費全般にわたる徹底した経営効率化の継続した取り組みなどにより，一定の利益水準は確保することができました。

また，当社は，「東北電力グループ中期経営方針（2017 ～ 2020年度）」で掲げた具体的な施策の実現に向けて，現在，企業グループを挙げた取り組みを進めており，さらなる企業価値の向上に努めていくこととしております。

このような状況を総合的に勘案し，平成29年度の期末配当金につきましては，１株につき20円といたしたいと存じます。

なお，中間配当金20円とあわせた当年度の年間配当金は，前年度に比べ5円増の１株につき40円となります。

１．配当財産の種類
金銭

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金20円　　総額 9,981,558,820円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年６月28日

《第２号議案から第６号議案までに共通するご参考事項》

第２号議案から第６号議案までの各議案は，いずれも監査等委員会設置会社への移行に関連するものですので，これらをご提案するにあたり，監査等委員会設置会社の特徴および当社が監査等委員会設置会社への移行を選択した理由等について，以下のとおりご説明申しあげます。

■監査等委員会設置会社の特徴

○監査等委員会設置会社は，平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により，新たに導入された企業統治（コーポレートガバナンス）の形態であり，従来の監査役会設置会社における監査役会（監査役）の代わりに，3名以上の取締役（社外取締役が過半数を占めることが条件）で構成する監査等委員会を設置するというものです。

○監査等委員会設置会社では，取締役会決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定めることなどにより，取締役会は重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができるため，こうした委任を行うことにより，取締役会の決定を待たずに，迅速かつ機動的な意思決定および業務執行が可能となります。

○監査等委員会を構成する監査等委員は，取締役会の構成員として，取締役会での議決権を持ち，監査機能を担いつつ，取締役の人事（指名・報酬）に関与することで，経営の透明性・公平性の向上と監督機能の強化をはかることができます。

■監査等委員会設置会社への移行を選択する理由

⑴　競争環境の変化などに柔軟に対応できるガバナンス体制の構築

○当社は，電力の小売全面自由化による競争の激化や，2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離など，激変する事業環境を踏まえた事業体制を構築するため，本年4月よりカンパニー制を導入しておりますが，各カンパニーが自律的な事業運営を行っていくためには，組織面のみならず，経営面からも，競争環境の変化などに柔軟に対応できるよう，従来よりも迅速かつ機動的な意思決定や業務執行を実現することで事業運営のスピードアップをはかりつつ，一方では，業務の執行状況などに対する監督機能を強化していく必要があると考えております。

⑵ **事業運営のスピードアップと監督機能の強化**

○当社としては，監査等委員会設置会社へ移行し，あわせて取締役会の決定事項の全部または一部を取締役に委任できる旨を定款に定めることにより，全社的に重要な事項については，従来どおり取締役会で意思決定を行いつつも，各カンパニーが所掌する個別の事項に対する意思決定に関しては，取締役へ委任することで，迅速かつ機動的な意思決定や業務執行を実現し，事業運営のスピードアップをはかることができるものと考えております。

○また，これにより，取締役会は経営方針・戦略の決定や，これらに沿った業務執行状況の監督に専念できるようになることに加え，社外取締役が過半数を占める監査等委員会の構成員である監査等委員が，取締役会の構成員として議決権を持つことなどにより，従来よりも，業務の執行状況などに関する経営の監督機能を高めることができると考えております。

以上のような認識のもと，当社に最も適した企業統治の形態が，監査等委員会設置会社であると考え，監査等委員会設置会社へ移行するための議案について，ご提案させていただくものです。

■監査等委員会設置会社への移行に関連する議案の概要

＜定款変更：第２号議案＞

○監査等委員会設置会社への移行には，定款に監査等委員および監査等委員会に関する規定を新たに設けるほか，所要の変更を行う必要があります。第2号議案は，このための定款の一部変更を，その他の変更とあわせ，ご提案するものです。

＜取締役の選任：第３号議案および第４号議案＞

○監査等委員会設置会社においては，「取締役（監査等委員であるものを除く。）」と「監査等委員である取締役」とを区別して選任する必要があることから，第3号議案では「取締役（監査等委員であるものを除く。）の選任」を，第4号議案では「監査等委員である取締役の選任」をご提案するものです。

＜取締役の報酬額決定：第５号議案および第６号議案＞

○監査等委員会設置会社においては，取締役の報酬の額についても，「取締役（監査等委員であるものを除く。）」と「監査等委員である取締役」とを区別して定める必要があることから，第5号議案では「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額および内容の決定」を，第6号議案では「監査等委員である取締役の報酬額の決定」をご提案するものです。

■監査等委員会設置会社への移行イメージ

○監査等委員会設置会社への移行に関連する議案をご承認いただきますと，当社のガバナンス体制は，以下のイメージ図のとおり移行することとなります。

<監査等委員会設置会社へ移行する理由>

競争環境の変化などに柔軟に対応できるガバナンス体制の構築

- 迅速かつ機動的な意思決定や業務執行による事業運営のスピードアップ
- 業務の執行状況などの監督機能の強化

<監査等委員会設置会社への移行イメージ>

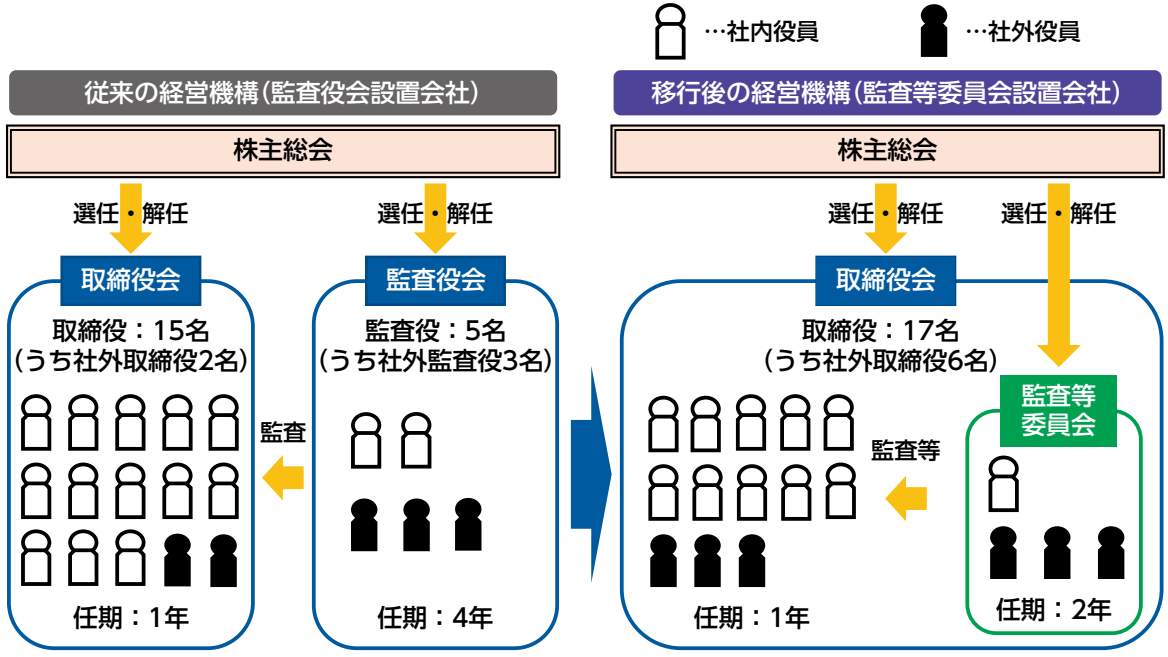

（注）従来の取締役・監査役の員数は，本年４月末時点の員数を，移行後の取締役の員数は，第３号議案および第４号議案でご提案している候補者の員数を示しております。

■「役員候補者指名の方針」および「社外役員の独立性判断基準」について

○監査等委員会設置会社への移行にあたり，第３号議案および第４号議案でご提案しております各候補者については，以下の方針および基準を読み替え※のうえ準用し，選定しております。

※「取締役」は「取締役（監査等委員であるものを除く。）」，「監査役」は「監査等委員である取締役」と読み替え

１．取締役候補者および監査役候補者指名の方針

取締役候補者および監査役候補者は，以下の方針により選定する。

・社内取締役候補者は，専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえ，技術的な専門性や現場での経験を踏まえた実務能力等のほか，候補者の専門分野等のバランスを考慮して，各分野に精通した者の中から選定する。
・社外取締役候補者は，企業経営などに基づく実践的な経験と社会･経済動向等に関する高い識見を基に，取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができるかどうかを重視して選定する。
・監査役候補者は，経験や識見を活かし監査役としての職務を適正に遂行できるかどうか，また取締役の職務執行の監査のほか当社経営に有益な意見または助言を行うことができるかどうかを重視して選定する。このほか，社外監査役候補者は，客観的かつ中立的な監査ができるかどうかも重視して選定する。
・社外取締役候補者および社外監査役候補者は，当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし，独立性の有無を判断する。

２．社外役員の独立性判断基準

当社は，社外役員の独立性について，当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し，以下の要件により独立性を判断する。社外取締役の選任に当たっては，当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに，社外取締役としての役割・責務を十分認識し，企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に，取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図れるかどうかを重視する。また，社外監査役の選任に当たっては，社外監査役としての役割･責務を十分認識し，豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査を実施できるかどうかを重視する。

【当社における社外役員の独立性判断要件】

当社は，原則として，以下のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。

①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
②当社の主要な取引先またはその業務執行者
③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント，会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人，組合等の団体である場合は，当該団体に所属する者をいう。）
④最近において，①から③までのいずれかに該当していた者
⑤次のａからｄまでのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者
　ａ．上記①から④までのいずれかに該当する者
　ｂ．当社の子会社の業務執行者
　ｃ．当社の子会社の業務執行者でない取締役
　ｄ．最近において上記ｂ，ｃまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては，業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

第２号議案（会社提案）　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は，電力の小売全面自由化による競争の激化や，2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離などの激変する事業環境に対応するため，これまで以上に迅速かつ機動的な意思決定や業務執行を実現するとともに，監督機能の一層の強化をはかることができるよう，監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い，監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設，監査役および監査役会に関する規定の削除，重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設，ならびにこれらの変更に伴う条数の変更などを行うものであります。

また，法的分離後の事業運営に備えた事業目的の追加，その他経営機構の見直しに伴う所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は，次のとおりであります。

なお，本定款変更は，本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（目　的） 第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。 (1)　電気事業 (2)　電気機械器具の製造，販売及び賃貸 (3)　冷水，温水，蒸気等の熱供給事業 (4)　ガス供給事業 (5)　情報処理及び電気通信事業 (6)　不動産の売買，賃貸借及び管理 (7)　前各号並びに環境に関するエンジニアリング，コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 (8)　前各号に附帯関連する事業	（目　的） 第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。 (1)　（現行どおり） (2)　（現行どおり） (3)　（現行どおり） (4)　（現行どおり） (5)　（現行どおり） (6)　（現行どおり） (7)　土木及び建築工事並びにこれらに関連する調査，企画，測量，設計，保守及び監理 (8)　前各号並びに環境に関するエンジニアリング，コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 (9)　前各号に附帯関連する事業

現　行　定　款	変　更　案
（機　　関） 第４条　当会社は，株主総会及び取締役のほか，次に掲げる機関を置く。 ⑴　取締役会 ⑵　監査役 ⑶　監査役会 ⑷　会計監査人	（機　　関） 第４条　当会社は，株主総会及び取締役のほか，次に掲げる機関を置く。 ⑴　取締役会 ⑵　監査等委員会 ⑶　会計監査人
第３章　株　主　総　会	**第３章　株　主　総　会**
（招　　集） 第13条　当会社の定時株主総会は，毎年6月に，臨時株主総会は必要ある毎に，取締役会の決議にもとづき，社長がこれを招集する。社長に事故があるときは，予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。	（招　　集） 第13条　当会社の定時株主総会は，毎年6月に，臨時株主総会は必要ある毎に，取締役会の決議をもって定めた代表取締役が，これを招集する。当該代表取締役に事故があるときは，予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。
第４章　取締役及び取締役会	**第４章　取締役及び取締役会**
（員　　数） 第19条　当会社に取締役18名以内を置く。 （新　　設）	（員　　数） 第19条　（現行どおり） ２　前項の取締役のうち，監査等委員である取締役は，5名以内を置く。
（選　　任） 第20条　取締役は，株主総会において選任する。 ２　取締役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。 ３　前項の決議は，累積投票によらないものとする。	（選　　任） 第20条　取締役は，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して，株主総会において選任する。 ２　（現行どおり） ３　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（任　　期） 第21条　取締役の任期は，選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。	（任　　期） 第21条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は，選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　　設）	2　監査等委員である取締役の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（取締役会の構成及び招集） 第22条　取締役会は，取締役をもって構成する。	（取締役会の構成及び招集） 第22条　（現行どおり）
2　取締役会は，社長がこれを招集する。社長に事故があるときは，予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。	2　（現行どおり）
3　取締役会の招集通知は，各取締役及び各監査役に対し，会日の2日前までに発するものとする。但し，取締役及び監査役の全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。	3　取締役会の招集通知は，各取締役に対し，会日の２日前までに発するものとする。但し，取締役の全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。
（取締役会の決議事項） 第24条　取締役会は，法令又は定款に定める事項のほか，当会社の業務執行を決定する。	（取締役会の決議事項及び重要な業務執行の委任） 第24条　（現行どおり）
（新　　設）	2　当会社は，会社法第399条の13第6項の規定により，取締役会の決議をもって，重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については，これを議事録に記載又は記録し，出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については，これを議事録に記載又は記録し，出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

現　行　定　款	変　更　案
（役付取締役及び代表取締役） 第27条　取締役会は，その決議をもって社長1名を定め，なお副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。 2　社長及び副社長は，各自当会社を代表する。	（役付取締役及び代表取締役） 第27条　取締役会は，その決議をもって，取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から，社長１名を定め，なお副社長その他の役付取締役若干名を定めることができる。 2　取締役会は，その決議をもって，取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から，代表取締役を定める。
（役付取締役の業務執行） 第28条　社長は，取締役会の決議に従い，当会社の業務を統轄する。 2　副社長は，社長を補佐し，当会社の業務を執行する。 3　常務取締役は，社長及び副社長を補佐し，担当業務を執行する。 4　社長に事故があるときは，予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。	（役付取締役の業務執行） 第28条　（現行どおり） 2　（現行どおり） （削　除） 3　（現行どおり）
（会　長） 第29条　取締役会は，その決議をもって会長1名を定めることができる。 2　会長は，当会社を代表する。 3　会長を定めた場合には，第13条，第15条，第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。	（会　長） 第29条　取締役会は，その決議をもって，取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から，会長1名を定めることができる。 （削　除） 2　会長を定めた場合には，第15条，第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の構成及び招集） 第31条　監査等委員会は，監査等委員をもって構成する。 2　監査等委員会の招集通知は，各監査等委員に対し，会日の２日前までに発するものとする。但し，監査等委員の全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　　設）	（監査等委員会の決議方法） 第32条　監査等委員会の議事は，法令に別段の定めのある場合のほかは，議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し，出席監査等委員の過半数をもって決する。
（新　　設）	（監査等委員会の議事録） 第33条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については，これを議事録に記載又は記録し，出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。
（新　　設）	（常勤の監査等委員） 第34条　監査等委員会は，その決議をもって，監査等委員の中から常勤の監査等委員を定めることができる。
第５章　監査役及び監査役会	（削　　除）
（員　　数） 第31条　当会社に監査役5名以内を置く。	（削　　除）
（選　　任） 第32条　監査役は，株主総会において選任する。 2　監査役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
（任　　期） 第33条　監査役の任期は，選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2　補欠のため選任された監査役の任期は，前任者の残任期間と同一とする。	（削　　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の構成及び招集） 第34条　監査役会は，監査役をもって構成する。 2　監査役会の招集通知は，各監査役に対し，会日の2日前までに発するものとする。但し，監査役の全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第35条　監査役会の議事は，法令に別段の定めのある場合のほかは，監査役の過半数をもって決する。	（削　除）
（監査役会の議事録） 第36条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については，これを議事録に記載又は記録し，出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	（削　除）
（常任監査役） 第37条　監査役会は，その決議をもって常任監査役若干名を定める。 2　常任監査役は，常勤とする。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第38条　当会社は，会社法第426条第1項の規定により，取締役会の決議をもって，同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 2　当会社は，会社法第427条第1項の規定により，監査役との間に，同法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し，当該契約にもとづく責任の限度額は，法令に定める額とする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
第6章　計　　算	**第6章　計　　算**
第39条　～　第41条（条文省略）	第35条　～　第37条（現行どおり）
（剰余金の配当の除斥期間） 第42条　第40条及び前条により分配する金銭は，その支払開始の日から起算して5年以内に受領されないときは，当会社はその支払義務を免れるものとする。	（剰余金の配当の除斥期間） 第38条　第36条及び前条により分配する金銭は，その支払開始の日から起算して5年以内に受領されないときは，当会社はその支払義務を免れるものとする。
（新　　設）	**附　　則**
（新　　設）	（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は，第94回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し，会社法第426条第１項の規定により，取締役会の決議をもって，同法第423条第１項の責任を法令の限度において免除することができる。
（新　　設）	第２条　第94回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の責任を限定する契約については，なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第２項の定めるところによる。

第３号議案（会社提案）　取締役（監査等委員であるものを除く。）13名選任の件

当社は，第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては，取締役全員（15名）は，定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので，取締役(監査等委員であるものを除く。)13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては，客観性・透明性を確保する観点から，独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において審議しております。

なお，本議案の決議の効力は，第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名			当社の役職等	取締役会への出席状況
1	海輪　誠（かいわ　まこと）	再任		取締役会長	10／10回（100%）
2	原田　宏哉（はらだ　ひろや）	再任		取締役社長　社長執行役員	10／10回（100%）
3	坂本　光弘（さかもと　みつひろ）	再任		取締役副社長　副社長執行役員	10／10回（100%）
4	岡信　愼一（おかのぶ　しんいち）	再任		取締役副社長　副社長執行役員	10／10回（100%）
5	田苗　博（たなえ　ひろし）	再任		取締役副社長　副社長執行役員	10／10回（100%）
6	増子　次郎（ますこ　じろう）	再任		取締役副社長　副社長執行役員	10／10回（100%）
7	長谷川　登（はせがわ　のぼる）	再任		取締役　常務執行役員	10／10回（100%）
8	山本　俊二（やまもと　しゅんじ）	再任		取締役　常務執行役員	10／10回（100%）
9	阿部　俊徳（あべ　としのり）	再任		取締役　常務執行役員	8／8回（100%）
10	樋口　康二郎（ひぐち　こうじろう）	再任		取締役　常務執行役員	9／10回（90%）
11	近藤　史朗（こんどう　しろう）	再任	独立社外取締役候補者	社外取締役	10／10回（100%）
12	小縣　方樹（おがた　まさき）	新任	独立社外取締役候補者	―	―
13	上條　努（かみじょう　つとむ）	新任	独立社外取締役候補者	―	―

（注）１．各候補者の当社の役職等は，本定時株主総会時のものです。
２．各候補者と当社との間には，特別の利害関係はありません。
３．候補者阿部俊徳の取締役会への出席状況は，平成29年６月28日以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号 1

海輪（かいわ） 誠（まこと）

昭和24年９月25日生	所有する当社の株式数 16,100株	取締役会への出席状況 10／10回（100%）



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和48年４月　東北電力株式会社入社
平成17年６月　同社取締役企画部長
平成19年６月　同社上席執行役員新潟支店長
平成21年６月　同社取締役副社長 IR担当
平成22年６月　同社取締役社長
平成27年６月　同社取締役会長（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
一般社団法人東北経済連合会会長

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，企画部門を中心とした業務経験を有し，取締役企画部長や上席執行役員新潟支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成21年６月から取締役副社長を，平成22年６月から取締役社長を，また平成27年６月から取締役会長を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

原田（はらだ） 宏哉（ひろや）

昭和31年３月10日生	所有する当社の株式数 6,203株	取締役会への出席状況 10／10回（100%）



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和53年４月　東北電力株式会社入社
平成22年６月　同社取締役企画部長
平成23年６月　同社上席執行役員東京支社長
平成26年６月　同社取締役副社長 CSR担当 コンプライアンス推進担当 IR担当
平成27年６月　同社取締役社長
平成30年４月　同社取締役社長 社長執行役員（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，広報部門や企画部門を中心とした業務経験を有し，取締役企画部長や上席執行役員東京支社長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成26年６月から取締役副社長を，平成27年６月から取締役社長を，また平成30年４月から取締役社長 社長執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

坂本（さかもと） 光弘（みつひろ）

昭和30年11月29日生	所有する当社の株式数 7,321株	取締役会への出席状況 10／10回（100%）



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成24年６月　同社取締役総務部長
平成25年６月　同社上席執行役員新潟支店長
平成27年６月　同社取締役副社長 火力原子力本部長 コンプライアンス推進担当
平成30年４月　同社取締役副社長 副社長執行役員 コンプライアンス推進担当（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社ユアテック取締役

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，人財部門や総務部門を中心とした業務経験を有し，取締役総務部長や上席執行役員新潟支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から取締役副社長を，平成30年４月から取締役副社長 副社長執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

岡信（おかのぶ） 愼一（しんいち）

昭和32年２月16日生	所有する当社の株式数 16,200株	取締役会への出席状況 10／10回（100%）



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社グループ事業推進部長
平成24年６月　同社執行役員企画部長
平成25年６月　同社常務取締役企画部長
平成26年６月　同社常務取締役企画部長 支店統轄
平成27年６月　同社取締役副社長 CSR担当 IR担当
平成29年６月　同社取締役副社長 CSR担当 IR担当 IoTイノベーション担当
平成30年４月　同社取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 CSR担当
IR担当 IoTイノベーション担当（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，企画部門を中心とした業務経験を有し，グループ事業推進部長や執行役員企画部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成25年６月から常務取締役を，平成27年６月から取締役副社長を，また平成30年４月から取締役副社長 副社長執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

田苗（たなえ） 博（ひろし）

昭和31年３月30日生	所有する当社の株式数	取締役会への出席状況
	9,000株	10／10回（100%）



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和53年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社執行役員 電力流通本部副本部長 電力流通本部電力システム部長
平成25年６月　同社執行役員福島支店長
平成27年６月　同社常務取締役 電力ネットワーク本部長
平成29年６月　同社取締役副社長 電力ネットワーク本部長
平成30年４月　同社取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー長（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，電力ネットワーク（発変電）部門を中心とした業務経験を有し，執行役員電力システム部長や執行役員福島支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から常務取締役を，平成29年６月から取締役副社長を，また平成30年４月から取締役副社長 副社長執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

増子（ますこ） 次郎（じろう）

昭和30年７月７日生	所有する当社の株式数	取締役会への出席状況
	11,202株	10／10回（100%）



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和55年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社執行役員青森支店長
平成26年６月　同社執行役員 火力原子力本部原子力部長
平成27年６月　同社常務取締役 火力原子力本部副本部長 火力原子力本部原子力部長
平成28年６月　同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
平成30年４月　同社取締役副社長 副社長執行役員 原子力本部長
　　QMS管理責任者（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，原子力部門を中心とした業務経験を有し，執行役員青森支店長や執行役員原子力部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成27年６月から常務取締役を，平成30年４月から取締役副社長 副社長執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 7

長谷川（はせがわ） 登（のぼる）

昭和30年４月17日生	所有する当社の株式数 12,502株	取締役会への出席状況 10／10回（100%）



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成21年６月　同社執行役員東京支社長
平成23年６月　同社取締役広報・地域交流部長
平成25年６月　同社常務取締役 火力原子力本部副本部長 支店統轄
平成26年６月　同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
平成30年４月　同社取締役 常務執行役員 原子力本部副本部長 支店統轄（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，広報部門を中心とした業務経験を有し，執行役員東京支社長や取締役広報・地域交流部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成25年６月から常務取締役を，平成30年４月から取締役 常務執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 8

山本（やまもと） 俊二（しゅんじ）

昭和31年12月19日生	所有する当社の株式数 10,600株	取締役会への出席状況 10／10回（100%）



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　東北電力株式会社入社
平成22年６月　同社執行役員経理部長
平成23年６月　同社執行役員山形支店長
平成25年６月　同社常務取締役
平成27年６月　同社常務取締役 支店統轄
平成29年７月　同社常務取締役 ビジネスサポート本部長 支店統轄
平成30年４月　同社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部長 原子力本部副本部長（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社ユアテック監査役

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，経理部門を中心とした業務経験を有し，執行役員経理部長や執行役員山形支店長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成25年６月から常務取締役を，平成30年４月から取締役 常務執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 9

阿部　俊徳（あべ　としのり）

昭和32年10月28日生	所有する当社の株式数	取締役会への出席状況
	8,400株	8／8回（100%）



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和56年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社人財部長
平成26年６月　同社執行役員東京支社長
平成29年６月　同社常務取締役 お客さま本部長
平成30年４月　同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，人財部門を中心とした業務経験を有し，人財部長や執行役員東京支社長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成29年６月から常務取締役を，平成30年４月から取締役 常務執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 10

樋口　康二郎（ひぐち　こうじろう）

昭和32年10月26日生	所有する当社の株式数	取締役会への出席状況
	5,000株	9／10回（90%）



再　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和56年４月　東北電力株式会社入社
平成23年６月　同社原町火力発電所長
平成25年６月　同社執行役員 火力原子力本部火力部長
平成28年６月　同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
平成30年４月　同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長代理
　　原子力本部副本部長（現在にいたる）

【 取締役候補者とした理由 】

入社以来，火力部門を中心とした業務経験を有し，原町火力発電所長や執行役員火力部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成28年６月から常務取締役を，平成30年４月から取締役 常務執行役員を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから，取締役候補者といたしました。

候補者番号 11

近藤（こんどう） 史朗（しろう）

昭和24年10月７日生	所有する当社の株式数 4,600株	取締役会への出席状況 10／10回（100%）



再　任

独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

平成19年４月　株式会社リコー代表取締役社長執行役員
平成25年４月　同社代表取締役会長執行役員
平成28年４月　同社代表取締役会長
平成28年６月　東北電力株式会社取締役（現在にいたる）
平成29年４月　株式会社リコー取締役会長（平成30年６月22日退任予定）

【 取締役候補者とした理由 】

近藤氏は，株式会社リコーの取締役会長であり，光学機器や事務用機器等を製造する企業の経営に携わってきた経験を有し，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者近藤史朗は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．候補者近藤史朗は，現に当社の社外取締役であり，その就任してからの年数は，本総会終結の時をもって２年であります。
３．当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者近藤史朗との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

候補者番号 12 **小縣　方樹**（おがた　まさき）

昭和27年２月16日生	所有する当社の株式数 0株	取締役会への出席状況 ー



新　任

独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

平成20年６月　東日本旅客鉄道株式会社代表取締役副社長鉄道事業本部長
　　IT・Suica事業本部長
平成21年６月　同社代表取締役副社長鉄道事業本部長
平成22年６月　同社代表取締役副社長
平成23年６月　同社取締役副会長
平成24年６月　同社取締役副会長技術関係（全般），国際関係（全般）（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
　東日本旅客鉄道株式会社取締役副会長技術関係（全般），国際関係（全般）

【 取締役候補者とした理由 】
　小縣氏は，東日本旅客鉄道株式会社の取締役副会長であり，公益事業の経営に携わってきた経験を有し，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者小縣方樹は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．当社は，候補者小縣方樹の社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，会社法第427条第１項の規定により，同氏との間で，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額といたします。

候補者番号 13 上條 努（かみじょう つとむ）

昭和29年１月６日生	所有する当社の株式数 0株	取締役会への出席状況 ー



新　任

独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

平成23年３月　サッポロホールディングス株式会社代表取締役社長兼グループCEO
平成23年３月　サッポロ飲料株式会社（現ポッカサッポロフード＆ビバレッジ株式会社）代表取締役社長
平成24年３月　同社代表取締役社長退任
平成29年１月　サッポロホールディングス株式会社代表取締役会長（現在にいたる）
平成29年６月　田辺三菱製薬株式会社社外取締役（現在にいたる）
平成29年６月　株式会社帝国ホテル社外取締役（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
サッポロホールディングス株式会社代表取締役会長
田辺三菱製薬株式会社社外取締役
株式会社帝国ホテル社外取締役

【 取締役候補者とした理由 】

上條氏は，サッポロホールディングス株式会社の代表取締役会長であり，飲料や食品等を製造・販売する企業の経営に携わってきた経験を有し，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者上條努は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．当社は，候補者上條努の社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，会社法第427条第１項の規定により，同氏との間で，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額といたします。

第４号議案（会社提案）　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は，第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては，監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては，客観性・透明性を確保する観点から，独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において審議しております。また，本議案につきましては，監査役会の同意を得ております。

なお，本議案の決議の効力は，第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社の役職等	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	加藤（かとう）　公樹（こうき）　新任	常任監査役	10／10回（100%）	14／14回（100%）
2	藤原（ふじわら）　作弥（さくや）　新任　独立社外取締役候補者	社外監査役	8／10回（ 80%）	13／14回（ 93%）
3	宇野（うの）　郁夫（いくお）　新任　独立社外取締役候補者	社外監査役	9／10回（ 90%）	13／14回（ 93%）
4	馬場（ばば）　千晴（ちはる）　新任　独立社外取締役候補者	社外監査役	10／10回（100%）	14／14回（100%）

（注）１．各候補者の当社の役職等は，本定時株主総会時のものです。
　　２．各候補者と当社との間には，特別の利害関係はありません。

候補者番号 1

加藤（かとう） 公樹（こうき）

昭和29年３月９日生	所有する当社の株式数 20,000株	取締役会への出席状況 10／10回（100%） 監査役会への出席状況 14／14回（100%）



新　任

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

昭和51年４月　東北電力株式会社入社
平成21年６月　同社執行役員青森支店長
平成23年６月　同社取締役企画部長
平成24年６月　同社常任監査役（現在にいたる）

【 監査等委員である取締役候補者とした理由 】

入社以来，企画部門を中心とした業務経験を有し，執行役員青森支店長や取締役企画部長を務めるなど，業務全般に精通しております。平成24年６月から監査役を務め，当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般・監査全般に関する知見を有していることから，監査等委員である取締役候補者といたしました。

（注）　当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者加藤公樹との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の監査等委員である取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏との間で，当該契約と同様の契約を新たに締結する予定であります。

候補者番号 2

藤原（ふじわら） 作弥（さくや）

昭和12年１月14日生	所有する当社の株式数 11,700株	取締役会への出席状況 8 ／ 10回（80%） 監査役会への出席状況 13 ／ 14回（93%）



新　任

独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

平成６年６月　株式会社時事通信社解説委員長
平成９年４月　同社解説委員会顧問（現在にいたる）
平成10年３月　日本銀行副総裁
平成15年３月　日本銀行副総裁退任
平成15年６月　東北電力株式会社監査役（現在にいたる）
平成15年６月　株式会社日立総合計画研究所取締役社長
平成19年６月　同社取締役社長退任
平成24年６月　ライフネット生命保険株式会社社外取締役
平成28年６月　同社社外取締役退任

【 監査等委員である取締役候補者とした理由 】

藤原氏は，日本銀行副総裁としてわが国の金融政策に携わった経験があるなど，財務および会計ならびに報道メディアに関する相当程度の知見を有しているほか，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見をもって，客観的・中立的な監査・監督にあたっていただけるものとして，監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者藤原作弥は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．候補者藤原作弥は，現在当社の社外監査役であり，その就任してからの年数は，本総会終結の時をもって15年であります。
３．当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者藤原作弥との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の監査等委員である社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏との間で，当該契約と同様の契約を新たに締結する予定であります。

候補者番号 3

宇野（うの） 郁夫（いくお）

昭和10年１月４日生

所有する当社の株式数
33,200株

取締役会への出席状況
９／10回（90%）
監査役会への出席状況
13／14回（93%）



新　任

独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

平成９年４月　日本生命保険相互会社代表取締役社長
平成17年４月　同社代表取締役会長
平成17年６月　東北電力株式会社監査役（現在にいたる）
平成23年４月　日本生命保険相互会社取締役相談役
平成23年７月　同社相談役
平成27年７月　同社名誉顧問（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
富士急行株式会社社外取締役
小田急電鉄株式会社社外監査役

【 監査等委員である取締役候補者とした理由 】

宇野氏は，長年にわたり日本生命保険相互会社の経営に携わってきた経験を有し，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見をもって，客観的・中立的な監査・監督にあたっていただけるものとして，監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者宇野郁夫は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．候補者宇野郁夫は，現在当社の社外監査役であり，その就任してからの年数は，本総会終結の時をもって13年であります。
３．候補者宇野郁夫がパナソニック株式会社の社外取締役在任中に，同社は，ブラウン管事業の独占禁止法違反行為に関し，平成24年12月に欧州委員会から制裁金支払命令を受け，裁判所で争いましたが，平成28年7月に欧州司法裁判所により棄却され制裁が確定しました。また，同社は，特定顧客向けの一部自動車部品事業の独占禁止法違反行為に関し，平成25年7月に米国司法省，平成26年2月にカナダ競争局との間で，それぞれ罰金を支払うことに合意しました。同氏は，各違反行為の判明までは各違反行為を認識しておりませんでしたが，平素より法令遵守の視点に立ち，同社取締役会等を通じて職務を遂行し，法令に反する業務執行がなされることがないよう努めておりました。これらの事実の判明後は，再発防止に向けた同社の取り組みの内容を確認しました。
４．当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者宇野郁夫との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の監査等委員である社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏との間で，当該契約と同様の契約を新たに締結する予定であります。

候補者番号 4

馬場　千晴（ばば　ちはる）

昭和25年11月15日生	所有する当社の株式数 2,100株	取締役会への出席状況 10／10回（100%） 監査役会への出席状況 14／14回（100%）



新　任

独立社外
取締役候補者

略歴，地位，担当および重要な兼職の状況

平成17年４月　みずほ信託銀行株式会社代表取締役副社長
平成19年４月　同社取締役
平成19年６月　同社取締役退任
平成19年６月　株式会社ジャパンエナジー（現JXTGエネルギー株式会社）監査役（常勤）
平成22年７月　JX日鉱日石エネルギー株式会社（現JXTGエネルギー株式会社）監査役（常勤）
平成24年６月　同社監査役（常勤）退任
平成24年６月　JX日鉱日石金属株式会社（現JX金属株式会社）監査役（常勤）
平成26年６月　同社顧問
平成27年６月　同社顧問退任
平成27年６月　東北電力株式会社監査役（現在にいたる）
平成27年６月　株式会社埼玉りそな銀行社外取締役
平成29年６月　同社社外取締役退任
平成29年６月　株式会社りそなホールディングス社外取締役（現在にいたる）
〔重要な兼職の状況〕
株式会社りそなホールディングス社外取締役

【 監査等委員である取締役候補者とした理由 】

馬場氏は，みずほ信託銀行株式会社の代表取締役副社長などを歴任し，財務および会計に関する相当程度の知見を有しているほか，これまでの経歴や実績等から，豊富な経験や卓越した識見をもって，客観的・中立的な監査・監督にあたっていただけるものとして，監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者馬場千晴は，会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。
２．候補者馬場千晴は，現在当社の社外監査役であり，その就任してからの年数は，本総会終結の時をもって３年であります。
３．当社は，会社法第427条第１項の規定により，候補者馬場千晴との間に，同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。同氏の監査等委員である社外取締役の選任についてご承認いただいた場合には，当社は同氏との間で，当該契約と同様の契約を新たに締結する予定であります。

第５号議案（会社提案）　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額および内容決定の件

当社は，第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては，以下のとおり，現在の取締役の報酬額の定めを廃止し，取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額をあらためて定めることといたしたいと存じます。なお，取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には，従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

報酬額の設定にあたっては，客観性･透明性を確保する観点から，独立社外取締役を含む指名･報酬諮問委員会において審議しております。

現在の取締役の員数は15名（うち社外取締役２名）でありますが，第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）13名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと，取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は13名（うち社外取締役３名）となります。

なお，本議案の決議の効力は，第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

１．月額報酬

平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会において，取締役の月額報酬は5,500万円以内としてご承認をいただき現在にいたっておりますが，監査等委員会設置会社への移行に伴い，これを廃止し，移行後の取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務と責任等を考慮して，取締役（監査等委員であるものを除く。）の月額報酬を，4,300万円以内（うち社外取締役分は月額500万円以内）と定めることといたしたいと存じます。

２．中長期インセンティブ報酬

平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会において，取締役に対し，月額報酬とは別枠にて，株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割当てることとし，新株予約権に係る報酬の額（新株予約権の割当日における新株予約権１個当たりの公正価額に割当てる新株予約権の個数を乗じて得た額。以下同じ。）を１事業年度当たり１億8,000万円以内かつ新株予約権1,600個（当社普通株式160,000株）を上限とすることについてご承認をいただき現在にいたっておりますが，監査等委員会設置会社への移行に伴い，これを廃止し，移行後の取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務と責任等を考慮して，これまでと同様に，取締役（監査等委員であるものを除く。）に対して割当てる新株予約権に係る報酬の額を，１事業年度当たり１億8,000万円以内かつ新株予約権1,600個（当社普通株式160,000株）を上限と定めることといたしたいと存じます。

なお，株式報酬型ストックオプションについては，従来どおり，社外取締役には付与しないことといたします。

社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）に報酬として新株予約権を割当てる理由およびその新株予約権の内容は次のとおりであります。

⑴ 報酬として新株予約権を割当てる理由

社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬と当社株価との連動性を高め，株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主のみなさまと共有することで，社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的とするものであります。

⑵ 新株予約権の内容

a. 新株予約権の総数および目的である株式の種類および数

⑻ 新株予約権の総数

1,600個を1事業年度の上限といたします。

⑼ 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式160,000株を1事業年度の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下，「付与株式数」という。）は100株といたします。

なお，当社が合併，会社分割，株式無償割当て，株式の分割または株式の併合等を行うことにより，付与株式数の変更をすることが適切な場合は，当社が必要と認める調整を行うものといたします。

b. 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日において算定された公正価額を基準として決定される額を払込金額といたします。

なお，新株予約権の割当てを受けた者は，当該払込金額の払込みに代えて，当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

c. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は，新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし，これに付与株式数を乗じた金額といたします。

d. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内といたします。

e. 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は，当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内に限り，新株予約権を行使することができるものといたします。

f. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については，取締役会の承認を要するものといたします。

g. その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については，募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものといたします。

第６号議案（会社提案）監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は，第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては，監査等委員である取締役の職務と責任等を考慮して，監査等委員である取締役の報酬額を，月額1,200万円以内と定めることといたしたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと，監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役３名）となります。

なお，本議案の決議の効力は，第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

〈株主提案〉

第７号議案から第12号議案までは，株主提案によるものであります。なお，提案株主（214名）の議決権の数は，2,556個であります。

第７号議案（株主提案） 定款一部変更の件（１）

○議案内容

第１章　総則に以下の条項を追加する。

（脱原発会社宣言）

第 6 条　当会社は，東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた東北圏を供給区域とする電力会社であることを重く受け止め，「脱原発会社宣言」を行い，原子力発電に依存しない電力供給体制の確立を目指す。

（上記第６条の新設に伴い，現行定款の第６条以下をそれぞれ１条ずつ繰り下げる。）

○提案の理由

東日本大震災から７年，当社の４基の原発が全て止まったままでも，電気の供給という当社の社会的役割は何のトラブルもなく果されて来ています。

動いていない原発のためにも維持費がかかり，平成28年度の電気事業営業費用で原子力発電費は940億7,200万円計上されており，原発に執着することによって日本原燃や日本原子力発電などに債務保証などで多額の出資も余儀なくされています。

電力自由化でますます厳しい経営環境が進むと予見される現在，脱原発を進め原発維持費を削減することは必要ですし，原発事故による被災地を抱える当社管内において，合意形成が困難な原発再稼働に固執することなく，日本の電力会社初の「脱原発会社宣言」を行うことで株主および消費者の信頼を得ることは経営上の大きなメリットともなります。

この議案は第90回総会で提案した議案と同じものですが，原発事故収束の困難さと被害の深刻さがますます際立って来た7年目の総会に再度提案いたします。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国においては，原子力発電は，安全確保を大前提に，安定供給，経済効率性，環境適合の観点から重要なベースロード電源であり，将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。

当社といたしましては，特定の電源や燃料源に過度に依存することなく，原子力発電を活用しながら，バランスのとれた電源構成を実現することが重要であると考えております。

当社はこれまで，原子力発電所の安全性向上に向けて，新規制基準への適合にとどまることなく，発電所の特性と最新知見を反映した自主的な安全対策の取り組みを継続していくことで，さらなる安全レベルの向上に努めてまいりました。

引き続き，安全確保を最優先に，地域のみなさまのご理解を得ながら，安全対策工事完了後，準備が整った段階での再稼働を目指してまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第８号議案（株主提案）　定款一部変更の件（２）

○議案内容

以下の章を新設する。

第７章　東通原子力発電所の廃止

第 44 条　当会社は，東通原子力発電所の適合性審査申請を取り下げ，廃炉の措置を進める。

○提案の理由

当社は，原子力規制委員会で東通原発の適合性審査を受けていますが，施設直下に活断層があるために新規制基準に合格することが困難になっています。

つい最近も原子炉を冷やす海水の取水口直下を走る「m-a 断層」に活動性がないと立証することが困難と判断して，取水口を現在地から百数十メートル南側に新設すると発表したりしています。

また昨年末政府の地震調査委員会は，北海道東部沖の太平洋で大津波を伴うマグニチュード９級の超巨大地震が，30年以内最大40％の確率で発生するとの予測を公表しました。その巨大地震と大津波に襲われる可能性もあります。

東京電力が建設工事を中断している東通原発の共同建設や運営に向けて設置される協議会に，当社も加わるとの報道もなされていますが，愚の骨頂です。

当社は女川原発と東通原発の安全対策工事に３千数百億円費やすと公表していますが，無用な出費です。再稼働を断念して廃炉の事業を早速にも始めるべきです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国においては，原子力発電は，安全確保を大前提に，安定供給，経済効率性，環境適合の観点から重要なベースロード電源であり，将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。

東通原子力発電所第１号機については，新規制基準適合性審査において敷地内断層の評価が課題となっておりますが，詳細な地質調査結果等をもとに，断層に活動性がないことを適時適切に説明し，当社の評価や安全対策の取り組みに対する理解が得られるよう努めてきております。

地震調査委員会の公表内容については，新規制基準適合性審査に係る当社の評価において考慮し，影響が小さいことを確認しております。

今後も，先行プラントの審査における議論や新知見の内容等を審査資料に反映するなど，当社の審査が効率的に進むよう必要な準備を進め，引き続き，基準地震動，基準津波の審査へ的確に対応してまいります。

さらに，新規制基準への適合にとどまることなく，発電所の特性と最新知見を反映した自主的な安全対策の取り組みを継続していくことで，安全レベルの向上に努めてまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第９号議案（株主提案）　定款一部変更の件（３）

○議案内容

以下の章を新設する。

第８章　廃炉計画の策定

第 45 条　当会社は，原発廃炉時代を見据え，他電力会社に先駆けて廃炉計画を策定・公表することで，消費者の信頼および経営の透明性を確保する。

○提案の理由

福島原発事故以来，現在全国で17基の原発の廃炉が決定しており，「大廃炉時代」に突入したと言っても過言ではありません。当社においても，女川原発１号機は運転開始から34年が経過しており，廃炉開始までの時間的余裕は無いはずです。

低レベル放射性廃棄物のうち通常の原発の運転に伴って出る分は，六ヶ所村の日本原燃の「低レベル放射性廃棄物埋設センター」に埋めることができますが，廃炉作業で出た分は電力各社が責任を持って処分することになっています。

従って，原発解体時に出る金属やコンクリート等の「低レベル放射性廃棄物」の処分地の確保が必要となってきます。処分地の選定は時間を要することが想像されることもあり，当社も早急に着手することが必要です。

また当社において，廃炉技術の研究開発への準備がなされているのか疑問であり，速やかな廃炉に対応する体制整備の構築が迫られています。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

当社原子力発電設備の運転継続・廃止については，運転年数，新規制基準への適合性，安全対策工事費などを踏まえ，安全確保を大前提に，安定供給，経済効率性，環境適合の観点から，総合的に評価を行うこととしております。女川原子力発電所第１号機についても，こうした考え方に基づき，適切に判断してまいります。

通常プラントの廃止措置を進めるにあたっては，国内外で廃止措置を完了した実績があることから，基本的には既存技術で対応可能であると考えておりますが，今後も，廃止措置に係る知見や動向を把握してまいります。

廃止措置に伴い発生する低レベル放射性廃棄物については，放射能レベルにより分類され，それぞれのレベルに応じた処分施設に埋設することになります。これらの処分先の確保については，原子力事業者共通の課題であり，引き続き，検討を深めてまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第10号議案（株主提案） 定款一部変更の件（4）

○議案内容

以下の章を新設する。

第９章　送電線容量の有効活用

第 46 条　当会社は，基幹送電線の容量を，実潮流ベースで有効活用することによって，再生可能エネルギー等の新規電源の速やかな接続を促進する。

○提案の理由

「空き容量ゼロとして，太陽光や風力などの発電設備が新たに繋げなくなっている東北地方の14基幹送電線が，実際は２％～ 18.2％しか使われていない」という研究者の分析が大きく報じられました。当社が原発などの全設備がフル稼働する想定で算出した「空き容量」と，実潮流ベースの送電線利用率が大きくかけ離れていることが明るみに出たのです。

これでは「再稼働の目途もない原発が再生エネの導入拡大を阻んでいる」形となり，現行の接続ルールをより透明性・公平性・効率性の高いものとすることが，当社の社会的責任として問われています。

当社は，まず実際の空き容量に関する情報を適切に開示し，そして欧米などで普及している「コネクト・アンド・マネージ」（実際の発電状況を細かく見て，容量の「すきま」を活用することで送電量を増やす手法）を積極的に導入するべきです。そして公平な接続ルールに基づいて，再生エネ等の新規電源の接続を促進することが求められています。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

再生可能エネルギーをはじめとする，送電線への新規電源の接続申し込みについては，電源種別による優先的な接続は認められておらず，全ての電源を公平に取り扱うこととなっております。

当社は，送電線の空き容量については，広域的な需給調整や送電網の整備計画の策定等を行う電力広域的運営推進機関が定める指針に基づき，算定しております。当該指針では，これまで，公平性や透明性を保つため，接続の申し込み順に容量を確保するとともに，発電量が最大となる場合や緊急時に備えて一定の空き容量を確保するなど，安定供給に支障が出ないよう算定することとされておりました。

こうしたなか，当社は送電線の空き容量の拡大に向けて，電源の稼働実態に即して流れる電気の量を想定し空き容量を算定する方法に，一部先行して取り組んでまいりました。本年４月には，電力広域的運営推進機関が，この考え方に基づく算定方法の適用を開始しております。

さらに，現在国等において，一定の条件のもと，緊急時に備えて確保していた空き容量の一部や，接続している電源が発電していない時間などの「すきま」を有効活用する手法など，既存の送電線の利用率向上に向けたルールの見直しや課題について検討が進められております。当社としても，こうした議論を踏まえ，適切に取り組んでまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第11号議案（株主提案） 定款一部変更の件（5）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章　再生可能エネルギー導入拡大計画の策定と実行

第 47 条　当会社は，再生可能エネルギーの導入拡大へ向けた中長期計画を策定し，着実に実行し，出来るだけ早期に再生可能エネルギー比率を30%～ 40%とすることを目指す。

○提案の理由

今，世界では再生エネの普及が急速に進んでいます。2017年の太陽光発電の設備容量は累計約400ギガワット，風力発電は累計約540ギガワットに達し，それぞれ2010年の10 倍，2.5倍に伸びました。

コストの低下も著しく，国際エネルギー機関（IEA）によると，10年と比べて太陽光発電は70%，風力発電は25%安くなりました。IEAは「電力供給の主役は石炭から再生エネに変わる」と世界のエネルギー転換を予測しています。

一方，世界の総発電量に占める原発の割合は1990年代をピークに下がり，今は１割程度にとどまっています。風力は2015年に，太陽光も2017年に，累計設備容量で，原子力を抜き去りました。

当社はこの世界の潮流に乗り遅れることなく，挑戦的な再生エネ導入拡大計画を作って着実に実行し，出来るだけ早期に再生エネ比率を30%～ 40%とすべきです。そのためには，地域の市民発電やご当地発電を応援し育成していく姿勢を持つことです。それこそが地域に「よりそう」電力会社の道です。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

当社は，これまでも，企業グループ内における再生可能エネルギー発電事業の中核である東北自然エネルギー株式会社とともに，東北地域に適地の多い水力発電や地熱発電などの導入拡大に，積極的に取り組んでまいりました。太陽光発電や風力発電など，急増する当社送電網への接続申し込みについても，電力広域的運営推進機関と連携のうえ，送電網の整備・拡充に取り組んでおります。

再生可能エネルギーは，その特性として，自然条件による出力の変動幅が大きいなどの課題もありますが，温室効果ガスを排出しない重要な国産エネルギーであり，当社としてもさらなる導入拡大に向けた取り組みを進めております。具体的には，西仙台変電所等における大容量蓄電池の活用や，研究開発センターでの水素製造技術を活用した出力変動対策の研究，さらには，福島県浪江町での大規模水素エネルギーシステムを活用した電力需給バランス調整の実証事業などにも，先進的に取り組んでおります。

当社といたしましては，安定供給，経済効率性，環境適合の同時達成の観点から，各電源が持つ特性を十分に踏まえたうえで，特定の電源に過度に依存することなく，バランスよく組み合わせて運用していくことが重要であると考えております。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

第12号議案（株主提案） 定款一部変更の件（６）

○議案内容

以下の章を新設する。

第11章　出資・債務保証

第 48 条　当会社は，電力自由化に対応し財務の健全性を確保するため，すでに破綻し“負の遺産”になった原子力発電事業並びに核燃料サイクル事業への投資を見直し，世界の趨勢である太陽光発電や風力発電，その他の再生可能エネルギー事業への投資を加速する。

そのために，以下の会社への出資・債務保証を取りやめる。

１．原発専業事業者の日本原子力発電株式会社への出資及び債務保証は行わない。

２．核燃料再処理事業者の日本原燃株式会社への出資及び債務保証は行わない。

○提案の理由

日本原子力発電は保有する４基の原発のうち２基が廃炉作業中で２基は停止中です。発電量ゼロにも関わらず，当社など５電力が年間１千億円以上の基本料を支払っています。同社は東日本大震災で被災した東海第二原発について，運転期限40年の20年延長を申請しています。今年11月までに原子力規制委員会の審査に合格しなければならず，そのための安全対策工事費約2,000億円の借入れの債務保証を当社と東京電力に要請しています。しかし廃炉のための解体引当金1,800億円の大部分を他用途に流用しており，また地元には再稼働反対の声もあり，債務保証や電力購入の前払い金を支出すべきではありません。

日本原燃の六ケ所再処理工場は，当初の1997年完成予定から20年以上過ぎた昨年12月，23回目の完成予定の３年延期を行いました。建設費は既に２兆2,000億円を超え，「もんじゅ」も廃炉となり，プルトニウムの使い途もなくなり，核燃料サイクル事業は破綻しています。すぐに投資を中止すべきです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては，次の理由により本議案に反対いたします。

資源に乏しいわが国のエネルギー政策において，ウラン資源の有効活用，廃棄物の減容という観点から，再処理事業やMOX燃料加工事業を含む原子燃料サイクルは不可欠であり，その実現には，日本原燃株式会社の再処理工場・MOX燃料工場の竣工および安定操業が極めて重要であります。当社にとっても，原子力発電の安定的・円滑な運営のために，必要なものであると考えております。

また，日本原子力発電株式会社について，東海第二発電所の再稼働に伴う受電再開により，当社の火力発電所における燃料費が抑制されるメリットがあるほか，原子力発電のパイオニアである同社への支援により，同社が持つ知見を獲得し，当社事業へ活用することが期待できます。

こうしたことから，当社はこれまでも，両社の事業継続性，当社のメリット等を十分に評価したうえで，支援の判断を行っており，今後も，適時適切に判断してまいります。

また，会社法では，業務執行に係る事項については，取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので，本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして，取締役会といたしましては，ご提案の内容について反対いたします。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

Ⅰ　企業グループの現況に関する事項

１．事業の経過および成果

【当社を取り巻く経営環境】

平成29年度は，電力およびガスの小売全面自由化により，全国大で地域や業種を越えた競争や業務提携に大きな進展がみられました。

東北６県および新潟県においても，電気事業における競争は激化している状況にあります。また，2020年４月には，送配電部門の法的分離（別会社化）が予定されており，そのための組織整備を確実に進める必要があります。

東北地域においては，東日本大震災からの復旧・復興関連工事が高水準で推移していることなどから，緩やかな景気回復が続きました。一方で，被災地の街づくりやなりわいの再生には一部で進展がみられるものの，これからのところも多く，復興は未だ道半ばと言わざるを得ないと認識しております。

このようななかで，当社は，コーポレートスローガン**「より、そう、ちから。」**のもと，お客さまに“より沿う”サービスの充実とともに，被災地をはじめ東北６県および新潟県の成長・発展に“寄り添う”取り組みに努め，かつてない経営環境の変化にも適切に対応してまいりました。

【販売施策の強化徹底】

競争の激化により，全国的に，従来の電力会社から他の事業者へ契約を切り替えるお客さまが増加している状況にあります。こうしたなか，当社は，引き続きお客さまに当社をお選びいただくことを目指し，お客さまのご要望により沿う様々な新サービスを提供してまいりました。

家庭用分野では，昨年４月以降，家族人数の多いファミリーなどにおすすめの新料金プラン「よりそうプラスファミリーバリュー」や，ＬＰガス，セキュリティサービス，インターネットサービスと電気を組み合わせたセットプランの提供を順次開始いたしました。さらに，「よりそうｅポイント」の交換先拡充など，サービスの充実に向けた取り組みを進めてまいりました。

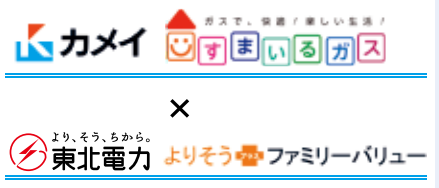

カメイ株式会社と当社による「ＬＰガス」と「電気」のセットプラン

法人分野では，お客さまのニーズにより沿う料金メニューのご提案に加え，電化による省エネやガス供給などを組み合わせたトータルエネルギーソリューションを展開してまいりました。

また，これまでの供給エリアを越えた事業展開として，家庭用分野では，本年１月より，さらにお得な料金へ見直した首都圏向け料金プラン「よりそう、でんき」の加入拡大をはかるとともに，法人分野では，東京ガス株式会社と共同で設立した株式会社シナジアパワーを通じた電力販売などを進めてまいりました。

さらに，電力自由化の進展による市場取引の拡大などを見据え，昨年６月に，電力と燃料のトレーディング等を行う「東北電力エナジートレーディング株式会社」を設立し，本年４月より事業を開始しております。



株式会社シナジアパワーによる
東北域外での販売電力量の拡大

【最適な設備形成と再生可能エネルギー導入拡大に向けた取り組み】

火力発電については，原子力発電所が停止しているなか，供給力の中心として安定供給に努めるとともに，高い経済性と環境負荷低減を両立した電源構成の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。具体的には，能代火力発電所第３号機（60万キロワット）の建設工事や上越火力発電所第１号機（57.2万キロワット）の建設計画を着実に推進してまいりました。

水力発電については，経年化が進行した発電所の大規模改修工事を進め，水資源の有効活用をはかりつつ，発電効率の向上に努めてまいりました。



建設工事が進む
能代火力発電所第３号機

送配電については，日々の設備巡視・点検や保修工事などの的確なメンテナンスによりこれまでにも増して安定供給に努めるとともに，新技術の採用等により，一層の効率化を推進してまいりました。

また，太陽光発電や風力発電など，急増する再生可能エネルギーの当社送電線への接続申し込みについては，受け入れに容量面の制約があることから，広域的な需給調整や送電網の整備計画の策定等を行う電力広域的運営推進機関と連携のうえ，送電網の整備・拡充や工事費の低減等に向けた取り組みを行ってまいりました。さらに，研究開発センターでの水素製造技術を活用した出力変動対策の研究や，福島県浪江町での大規模水素エネルギーシステムを活用した電力需給バランス調整の実証事業に着手するなど，再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向けた取り組みを進めてまいりました。

【原子力発電所の安全性向上に向けた取り組み】

原子力発電については，新規制基準への適合性審査へ的確に対応してまいりました。女川原子力発電所第２号機については，基準地震動，基準津波に対し「おおむね妥当な検討がなされている」との評価を受け，発電所設備に関する審査も本格化してきております。東通原子力発電所第１号機については，補機冷却海水系取水設備の直下にある敷地内断層等の活動性評価に時間を要していましたが，本年２月に，設備を別の位置に設置することを決定しており，引き続き基準地震動，基準津波の審査へ的確に対応してまいります。



海抜約29m，全長800mにおよぶ
防潮堤かさ上げ工事（女川原子力発電所）

なお，安全対策工事については，女川原子力発電所第２号機について2018年度後半の完了を目指して取り組んでまいりましたが，審査の過程で得られた知見・評価を適宜反映しながら設計や工事を進めていく必要があることなどを踏まえ，全体の工事工程をあらためて評価した結果，2020年度の完了を目指して工事を進めていくことといたしました。東通原子力発電所第１号機についても，現在の審査状況を踏まえると，さらに一定の期間を要すると考えられるため，新たな工事完了時期について検討を行っております。

【競争に立ち向かう組織への変革】

当社は，競争の激化や送配電部門の法的分離など，激変する経営環境を踏まえた事業運営体制を構築するため，本年４月よりカンパニー制を導入し，発電・送配電・販売事業を担う従来の３本部を「発電・販売カンパニー」および「送配電カンパニー」に再編いたしました。これにより，カンパニーごとの意思決定や経営管理による自律的かつ機動的な事業運営を目指すとともに，法的分離を見据えた体制で先行的に業務を実施することで，分社時の円滑な組織の移行を目指してまいります。

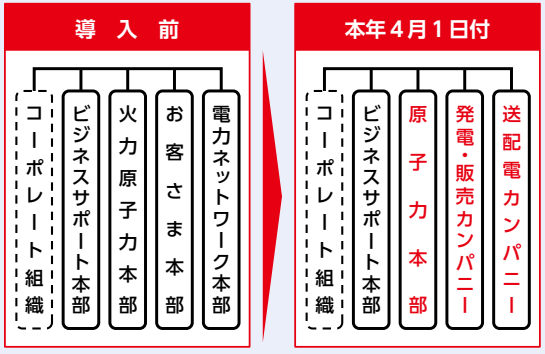

本年４月１日付でカンパニー制を導入

発電・販売カンパニーは発電部門と販売部門の総合力による競争力強化と収益拡大により，送配電カンパニーは引き続き電力の安定供給を果たすとともに中立性・公平性の一層の確保に努めていくことにより，企業価値のさらなる向上を実現してまいります。

なお，原子力発電は，発電所の再稼働を巡る環境を踏まえ，経営直結の「原子力本部」として運営してまいります。

あわせて，監査等委員会設置会社への移行を見据えて，業務執行を担う「役付執行役員」を新設し，組織面での対応にとどまらず，経営面からも迅速かつ機動的な業務執行をはかるなど，競争環境の大きな変化などに柔軟に対応し，競争に打ち勝っていくための取り組みを進めております。

【地域活性化への貢献】

当社は，地域に寄り添う取り組みとして，昨年２月に地域づくり支援制度「東北・新潟の活性化応援プログラム」を創設し，地域の課題解決に向けて自主的な活動を行っている７団体に対し支援を行いました。

さらに，公営水力発電所を運営する岩手・秋田・山形県の３県と連携して新たな電力供給ブランドを設立するなど，これまで以上に地域活性化への貢献にも努めてまいりました。



東北・新潟の活性化応援プログラムによる助成金贈呈式の様子

【決算の概要（連結）】

当年度の決算につきましては，連結ベースで，以下のとおりであります。

収益面では，電気事業において，販売電力量は減少したものの，燃料費調整額の影響などにより電灯・電力料が増加したことや，地帯間・他社販売電力料が増加したことなどから，売上高（営業収益）は前年度に比べ1,217億円増の２兆713億円，経常収益は前年度に比べ1,218億円増の２兆777億円となりました。

一方，費用面では，減価償却費や修繕費などは減少したものの，太陽光の受電量の増加に伴い購入電力料が増加したことや，燃料価格の上昇により燃料費が増加したことなどから，経常費用は前年度に比べ1,381億円増の１兆9,893億円となりました。

以上の結果，経常利益は，前年度に比べ162億円減の884億円となりました。

また，親会社株主に帰属する当期純利益は，当社において，緊急設置電源の廃止などに伴う減損損失を特別損失に計上したことなどから，前年度に比べ227億円減の472億円となりました。

■経常利益

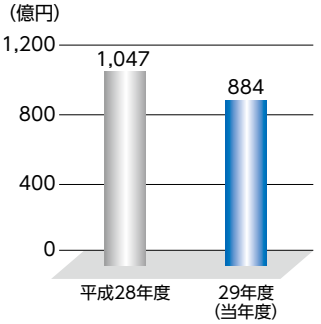

■親会社株主に帰属する当期純利益

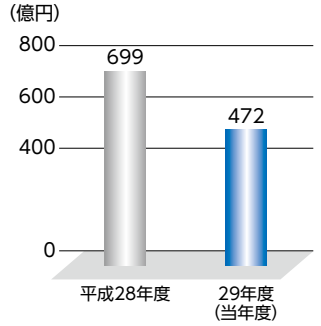

[電気事業]

当年度の当社販売電力量は，前年度に比べ冬場の気温が低かったことによる暖房需要の増加があるものの，契約電力の減少や夏場後半の気温が低かったことによる冷房需要の減少などから，前年度に比べ3.0％減の720億キロワット時となりました。このうち電灯需要は，前年度に比べ0.5％減の238億９千万キロワット時，電力需要は，前年度に比べ4.3％減の481億１千万キロワット時となりました。

■販売電力量

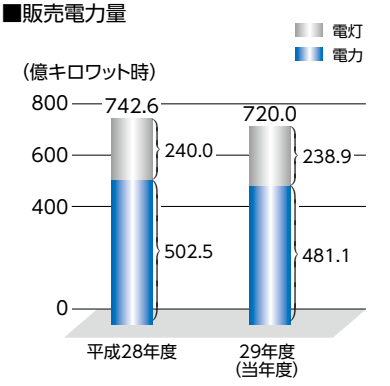

このように販売電力量は減少したものの，燃料費調整額の影響などにより電灯・電力料が増加したことや，地帯間・他社販売電力料が増加したことなどから，電気事業の売上高は，前年度に比べ1,271億円増の１兆8,543億円となりました。一方，営業費用は，減価償却費や修繕費などは減少したものの，太陽光の受電量の増加に伴い購入電力料が増加したことや，燃料価格の上昇により燃料費が増加したことなどから，前年度に比べ1,450億円増の１兆7,637億円となりました。

以上の結果，営業利益は，前年度に比べ178億円減の906億円となりました。

[その他の事業]

電気事業以外の事業につきましては，建設業において一般向けの工事が減少したことなどから，売上高は前年度に比べ53億円減の2,169億円となりました。一方，営業費用は，前年度に比べ４億円減の1,999億円となりました。

以上の結果，営業利益は，前年度に比べ48億円減の170億円となりました。

２．対処すべき課題

電力小売全面自由化に伴う競争は，今後も一段と激しさを増していくものと予想されます。また，人口減少や節電，省エネの影響などによる電力需要の伸び悩みや，再生可能エネルギーの導入拡大等に起因する需給構造の変化が顕在化しつつあり，当社を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このようななか，当社は，昨年１月に公表した「東北電力グループ中期経営方針（2017年～ 2020年)」に掲げた以下の３つの力点に基づき，多様な施策を展開してまいります。

【３つの力点に基づく施策の展開】

[力点１] お客さま・地域社会の声にお応えする

東北６県および新潟県における電力販売では，お客さまとのさらなる関係強化をはかり,ニーズをしっかりとくみ取ることで，魅力ある料金プランや新サービスの充実に取り組み，価格・非価格両面での競争力を強化してまいります。また，ＬＰガスとのセットプランなどで，エネルギーに関する多様なお客さまのご要望にお応えする魅力的な提案を行ってまいります。



お客さまのニーズにより沿う
料金プラン・サービスをご提案

また，エコキュートやヒートポンプエアコンなどの高効率電気機器の普及拡大や火力発電所の熱効率向上など，CO_2排出削減に向けた需要と供給の両面からの取り組みにより，企業グループ一丸となって低炭素社会の実現を目指してまいります。


東通村での全戸訪問活動の様子

低炭素社会の実現に有効な非化石エネルギーのひとつである原子力発電については，引き続き適合性審査に的確に対応していくとともに，新規制基準への適合性にとどまらず，原子力発電所のさらなる安全性向上に向けた取り組みを進めてまいります。原子力発電所の再稼働には，地域のみなさまからのご理解が何より重要であることから，社員一人ひとりが，地域のみなさまとの双方向のコミュニケーションを大切にし,丁寧な対話を行っていくことで,当社の取り組みに対しご理解を得られるよう努めてまいります。

［力点２］成長に向けた新たな事業機会を追求する

これまでの供給エリアを越えた電力販売について，家庭用分野では，引き続き首都圏向け料金プラン「よりそう、でんき」の加入拡大をはかるとともに，本年３月に出資を行った株式会社東急パワーサプライを通じて，さらなる販売拡大をはかってまいります。法人分野では，引き続き株式会社シナジアパワーを通じて，北関東を中心とした関東圏の高圧・特別高圧のお客さまに積極的な提案活動を実施してまいります。また，東北電力エナジートレーディング株式会社による電力取引市場を活用した卸電力の売買等により，収益力のさらなる強化をはかってまいります。

ガス事業については，昨年４月以降，岩手中部工業団地向けに天然ガスの供給を開始しており，今後も，グループ企業とともに供給拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

海外事業については，本年３月に，当社初の海外地熱発電事業として，インドネシア共和国の地熱発電事業に出資しており，今後も，北・中米および東南アジアを重点エリアとして定め，案件の拡大に取り組み，収益力の強化をはかってまいります。

再生可能エネルギーについては，引き続きグループ企業とともに水力や地熱，さらには風力発電の開発を推進してまいります。加えて，国や電力広域的運営推進機関での議論を踏まえ，電源の稼働実態に即した空き容量の算定方法への見直し等，引き続き既存の送電線の利用効率向上に向けた取り組みを行うことなどにより，電力品質を確保しつつ，再生可能エネルギーのさらなる導入拡大をはかってまいります。


グループ企業とともに水力や地熱，風力発電の開発を推進（能代風力発電所）

また，IoT・AIなどの新たな情報技術やベンチャー企業との提携によるオープンイノベーションの活用，企業・大学・自治体との連携強化などにより，設備運用の高度化・効率化や新規事業・新規サービスの創出・展開について検討を進めてまいります。具体的には，2018年度から2020年度までの３ヵ年を対象に，地域に分散して存在するエネルギーリソースを遠隔制御し集約することで，あたかも一つの発電所のように機能させる「バーチャルパワープラント」の実証プロジェクトを開始しております。これにより，設備の有効活用や電力需給バランス調整への活用など，お客さまと当社が相互にメリットを享受できる取り組みを目指してまいります。

［力点３］変革実現により強固な経営基盤を確立する

当社は，本年４月のカンパニー制導入に伴う第一線事業所までの組織整備を７月に実施し，新たな組織体制のもと，競争の激化と送配電部門の法的分離に的確に対応するとともに，成長に向けた新たな事業機会を追求できる組織への変革を進めてまいります。

また，本年４月の「役付執行役員の新設」と６月に予定している「監査等委員会設置会社への移行」を柱とする経営機構の見直しにより，経営と執行の役割分担をこれまで以上に明確化し，迅速かつ機動的な意思決定や業務執行を行える体制を構築するとともに，業務執行状況等の監督機能を強化し，企業グループ全体の求心力を高め，引き続きガバナンスの向上に取り組んでまいります。

さらに，新しい事業分野への進出やビジネスモデルの変化等に対応した人材や専門スキルを持った人材の獲得･育成に努めるとともに,業務削減･効率化,ワーク･ライフ･バランスの実現，業務品質向上の好循環により，生産性の高い働き方の実現を目指してまいります。



女性活躍推進など多様性を尊重し，
能力発揮を促す諸施策を展開

こうした各力点に基づく取り組みにより，当社は，東北電力グループ中期経営方針に掲げた電気事業，海外事業，ガス事業の３つの分野における以下の目標および「2020年度までに自己資本比率（連結決算ベース）25%以上（将来的には30%）」とする財務目標の達成を目指してまいります。

	2015 年度実績	2020 年度	2030 年度
電気事業（販売電力量（域外・卸売を含んだ増分））	参考：域内販売電力量 751 億 kWh	＋ 35 億 kWh	＋ 150 億 kWh
海外事業（海外発電事業持分出力）	20 万 kW	60 万 kW	120 万 kW
ガス事業（販売ガス量）	34 万 t	45 万 t	60 万 t

【地域の復興・発展への貢献】

東日本大震災から７年が経過し，被災地では，再生に向けた街づくりが進むなか，当社といたしましては，地域のみなさまとのコミュニケーションを大切にしながら，電力の安定供給という面から地域の復興・発展を支えてまいります。

また，今後とも，それぞれの地域がおかれた状況やニーズの違いを踏まえながら，将来の成長・発展に資するプロジェクトや地域活性化施策を積極的に支援してまいります。



電力の安定供給に向けた取り組み
（配電線工事の様子）

当社は，経営理念である「地域社会との共栄」，「創造的経営の推進」のもと，経営環境の変化に適切に対応しながら，地域とともに成長してまいりました。

当社を取り巻く環境は今後さらに大きく変化していきますが，この環境変化をチャンスと前向きにとらえ，企業グループが一体となって変革を加速していくことで，引き続きお客さまや地域のみなさまのご期待にしっかりとお応えしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては，なお一層のご理解とご協力をたまわりますようお願い申しあげます。

3．設備投資の状況

⑴ **設備投資額**　3,034億円

[電気事業]　2,792億円

[その他の事業]　241億円

⑵ **完成した主な設備および建設中の主な設備**

①当社

(発電設備)

	設備別	名　称	新設,増設の別	最大出力
建設中	火　力	能代火力発電所第3号機	増　設	キロワット 600,000

(変電設備)

	名　称	新設,増強の別	出　力
完　成	東花巻変電所	新　設	キロボルトアンペア 600,000
建設中	宮城中央変電所 名取変電所	増　強 新　設	1,000,000 900,000

②東北自然エネルギー株式会社

(発電設備)

	設備別	名　称	新設,増設の別	最大出力
建設中	水　力	玉川第二発電所	新　設	キロワット 14,600

4．資金調達の状況

⑴	**社　債**	発行額	1,300億円	償還額	1,000億円
⑵	**借入金**	借入額	1,264億円	返済額	1,665億円
⑶	**コマーシャル・ペーパー**	発行額	990億円	償還額	1,000億円

5. 財産および損益の状況の推移

区分＼年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(当年度)
売上高（営業収益）（億円）	21,820	20,955	19,495	20,713
経常利益（億円）	1,166	1,526	1,047	884
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	764	973	699	472
一株当たり当期純利益（円）	153.35	195.01	140.10	94.61
総資産（億円）	41,312	41,524	41,459	42,221

（注） 一株当たり当期純利益は，当社の期中平均株式数により算出しております。なお，期中平均株式数については，自己株式を控除した株式数を用いております。

■売上高（営業収益）

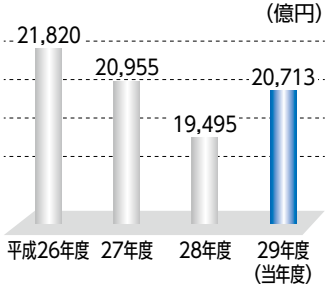

■経常利益

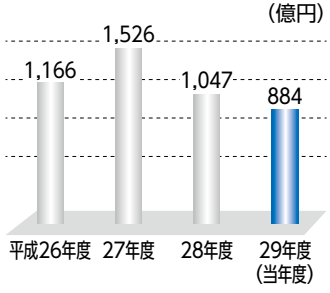

■親会社株主に帰属する当期純利益

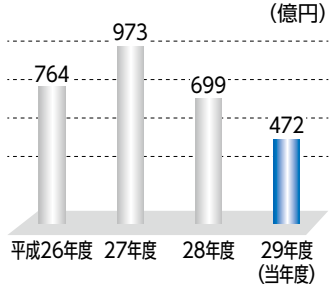

■一株当たり当期純利益

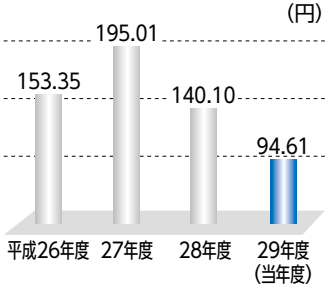

■総資産

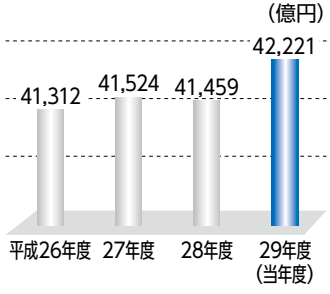

6．重要な子会社および関連会社の状況（平成30年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
酒田共同火力発電株式会社	255	100	－	火力発電
日本海エル・エヌ・ジー株式会社	120	42.3	－	液化天然ガスの受入，気化，販売または配送
東北インテリジェント通信株式会社	100	100	－	電気通信事業
株式会社ユアテック	78	41.4	0.5	電気，通信，土木および建築工事
東北自然エネルギー株式会社	52.7	96.1	3.9	再生可能エネルギーにより発電した電気の供給事業
TDGビジネスサポート株式会社	15	100	－	金銭の貸付等の金融業務および経理・労務業務の受託
東日本興業株式会社	10	100	－	不動産業およびリース業
東北発電工業株式会社	10	100	－	発変電設備の建設，改良および補修工事ならびに保守
東北エネルギーサービス株式会社	7.4	100	－	自家用発電設備・コージェネレーションシステム等による電気・熱エネルギーの供給，蓄熱設備の運転・保守受託
東北電力エナジートレーディング株式会社	4.9	100	－	電力取引市場および燃料先物市場に係わる取引
東北天然ガス株式会社	3	55	－	天然ガス・液化天然ガスの供給販売

(注) 東北電力エナジートレーディング株式会社は，平成29年６月30日設立されました。

(2) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
相馬共同火力発電株式会社	1,128	50	－	火力発電
常磐共同火力株式会社	560	49.1	－	火力発電
株式会社東急パワーサプライ	23.5	33.3	－	電気事業
株式会社シナジアパワー	4.9	50	－	電気事業
荒川水力電気株式会社	3.5	50	－	水力発電

(注) 株式会社東急パワーサプライは，平成30年３月８日，当社が同社株式の33.3％を東京急行電鉄株式会社から取得し，当社の関連会社となりました。

7．主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

電気事業

8．主要な事業所および発電所（平成30年3月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所

	事　業　所　（　所　在　地　）
本　　店	本店（仙台市青葉区本町一丁目７番１号）
支　　店	青森支店（青森市），岩手支店（盛岡市），秋田支店（秋田市）， 宮城支店（仙台市），山形支店（山形市），福島支店（福島市）， 新潟支店（新潟市）
支　　社	東京支社（東京都千代田区），会津若松支社（会津若松市）
営　業　所	61カ所

(2) 当社の主要な発電所

	発　電　所　（　所　在　地　）
水　　力	本道寺，八久和（以上山形県）， 本名，上田，第二沼沢，宮下，柳津（以上福島県）， 豊実（新潟県）
火　　力	八戸（青森県），秋田，能代（以上秋田県）， 仙台，新仙台（以上宮城県），原町（福島県）， 新潟，東新潟（以上新潟県）
地　　熱	葛根田（岩手県），上の岱，澄川（以上秋田県）， 柳津西山（福島県）
原　子　力	東通（青森県），女川（宮城県）
内　燃　力	両津（新潟県）

⑶ 重要な子会社の主要な事業所

会社名	事業所（所在地）
酒田共同火力発電株式会社	本店（酒田市）
日本海エル・エヌ・ジー株式会社	本店（新潟県北蒲原郡聖籠町）
東北インテリジェント通信株式会社	本店（仙台市）
株式会社ユアテック	本店（仙台市）
東北自然エネルギー株式会社	本店（仙台市）
ＴＤＧビジネスサポート株式会社	本店（仙台市）
東日本興業株式会社	本店（仙台市）
東北発電工業株式会社	本店（仙台市）
東北エネルギーサービス株式会社	本店（仙台市）
東北電力エナジートレーディング株式会社	本店（東京都千代田区）
東北天然ガス株式会社	本店（仙台市）

9．従業員の状況（平成30年3月31日現在）

事業の種類	従業員数	前年度末比増減
電気事業	13,099 名	97 名 増
その他の事業	11,959	190 増
合計	25,058	287 増

（注）「従業員数」は，出向者，休職者等を除いた就業人員を記載したものであります。

10．主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	億円
株式会社日本政策投資銀行	3,643
株式会社みずほ銀行	1,804
日本生命保険相互会社	1,007
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	874
株式会社三井住友銀行	801

（注） 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は，平成30年４月１日商号を変更し，「株式会社三菱ＵＦＪ銀行」となりました。

Ⅱ　株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

1．発行可能株式総数

10億株

2．発行済株式の総数

5億288万2,585株

3．株　主　数

17万7,023名

4．大　株　主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	24,748	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	22,719	4.55
日本生命保険相互会社	15,443	3.09
東北電力従業員持株会	13,705	2.75
株式会社みずほ銀行	13,288	2.66
高知信用金庫	9,527	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	8,950	1.79
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,378	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	8,011	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	6,686	1.34

（注）　持株比率は，自己株式（3,804,644株）を控除して計算しております。

Ⅲ　新株予約権に関する事項

1．当社取締役および執行役員が保有する新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）

⑴　新株予約権の数

7,783個

⑵　新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式778,300株（新株予約権１個につき100株）

⑶　当社取締役が保有する新株予約権の内容の概要

回次（発行価額）	行　使　期　間	個　数	保有者数
第１回（160,800円）	平成22年８月３日から平成47年８月２日まで	221個	5名
第２回（ 82,100円）	平成23年８月２日から平成48年８月１日まで	565個	8名
第３回（ 48,000円）	平成24年８月２日から平成49年８月１日まで	721個	10名
第４回（122,900円）	平成25年８月２日から平成50年８月１日まで	677個	12名
第５回（115,500円）	平成26年８月２日から平成51年８月１日まで	816個	13名
第６回（171,300円）	平成27年８月４日から平成52年８月３日まで	673個	13名
第７回（123,400円）	平成28年８月２日から平成53年８月１日まで	878個	13名
第８回（141,500円）	平成29年８月２日から平成54年８月１日まで	785個	13名

2．当社取締役および執行役員に交付した新株予約権の状況

⑴　発行した新株予約権の数

1,629個

⑵　新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式162,900株（新株予約権１個につき100株）

⑶　新株予約権の発行価額

１個当たり141,500円

⑷ **新株予約権の行使価額**

１株当たり１円

⑸ **新株予約権の行使期間**

平成29年８月２日から平成54年８月１日まで

⑹ **新株予約権の主な行使の条件**

新株予約権者は，当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内に限り，新株予約権を行使することができる。

⑺ **当社執行役員に交付した新株予約権の内訳**

新株予約権の数	交付者数
844個	27名

３．その他新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）

○ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

名称	2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
社債の発行日	平成27年12月３日	平成27年12月３日
新株予約権の数	5,000個	7,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転換価額	1,932.7円	1,964.2円
新株予約権の行使期間	平成27年12月17日から平成30年11月19日まで（行使請求受付場所現地時間）	平成27年12月17日から平成32年11月19日まで（行使請求受付場所現地時間）
社債の残高	501億円	701億円

Ⅳ　会社役員に関する事項

1．取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
海　輪　　誠	取締役会長	一般社団法人東北経済連合会会長
原　田　宏　哉	取締役社長	
坂　本　光　弘	取締役副社長 （火力原子力本部長，コンプライアンス推進担当）	株式会社ユアテック取締役
渡　部　孝　男	取締役副社長（火力原子力本部長代理）	
岡　信　愼　一	取締役副社長 （CSR担当，IR担当，IoTイノベーション担当）	
田　苗　　博	取締役副社長（電力ネットワーク本部長）	
長谷川　　登	常務取締役（火力原子力本部副本部長）	
山　本　俊　二	常務取締役（ビジネスサポート本部長，支店統轄）	株式会社ユアテック監査役
三　浦　直　人	常務取締役（電力ネットワーク本部副本部長）	
中　野　春　之	常務取締役（電力ネットワーク本部副本部長）	
増　子　次　郎	常務取締役（火力原子力本部副本部長）	
樋口　康二郎	常務取締役（火力原子力本部副本部長）	
阿　部　俊　徳	常務取締役（お客さま本部長）	
清　野　　智	取　締　役	
近　藤　史　朗	取　締　役	
加　藤　公　樹	常任監査役（常勤）	
佐々木　隆　志	常任監査役（常勤）	株式会社第四銀行社外取締役（監査等委員）
藤　原　作　弥	監　査　役	
宇　野　郁　夫	監　査　役	
馬　場　千　晴	監　査　役	

（注）1．取締役会長，取締役社長および取締役副社長は，いずれも代表取締役であります。
2．取締役清野智および同近藤史朗は，会社法第２条第15号に定める社外取締役であり，また，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
3．監査役藤原作弥，同宇野郁夫および同馬場千晴は，いずれも会社法第２条第16号に定める社外監査役であり，また，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
4．取締役は，いずれも平成29年６月28日開催の第93回定時株主総会において選任されたものであります。
5．取締役副社長笹川稔郎および常務取締役石森令一は，いずれも平成29年６月28日退任いたしました。
6．常務取締役山本俊二は，平成29年７月１日ビジネスサポート本部長に就任いたしました。
7．取締役副社長渡部孝男は，平成30年４月１日代表権のない取締役になりました。
8．常務取締役増子次郎は，平成30年４月１日取締役副社長に就任いたしました。
9．取締役の地位および担当については，カンパニー制の導入および役付執行役員（社長執行役員，副社長執行役員，常務執行役員）の新設に伴い，平成30年４月１日付で次のとおり変更しております。

氏　　名	地位および担当
原　田　宏　哉	取締役社長　社長執行役員
坂　本　光　弘	取締役副社長　副社長執行役員（コンプライアンス推進担当）
岡　信　愼　一	取締役副社長　副社長執行役員 (コーポレート担当，CSR担当，IR担当，IoTイノベーション担当)
田　苗　　博	取締役副社長　副社長執行役員（送配電カンパニー長）
増　子　次　郎	取締役副社長　副社長執行役員（原子力本部長，QMS管理責任者）
長谷川　　登	取締役　常務執行役員（原子力本部副本部長，支店統轄）
山　本　俊　二	取締役　常務執行役員（ビジネスサポート本部長，原子力本部副本部長）
阿　部　俊　徳	取締役　常務執行役員（発電・販売カンパニー長）
樋口　康二郎	取締役　常務執行役員（発電・販売カンパニー長代理，原子力本部副本部長）
渡　部　孝　男	取締役
三　浦　直　人	取締役
中　野　春　之	取締役

10．監査役藤原作弥は，日本銀行副総裁としてわが国の金融政策に携わった経験を有しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
11．監査役馬場千晴は，みずほ信託銀行株式会社の代表取締役副社長等を歴任しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
12．社外役員の重要な兼職の状況等については，後記「３．社外役員の重要な兼職の状況等および主な活動状況」に記載しております。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

	報酬		株式報酬型ストックオプション	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額
取締役	17名	391百万円	13名	111百万円
監査役	5	84	－	－

(注) 1．平成30年３月31日現在の取締役および監査役の人数は，取締役15名（うち社外取締役２名），監査役５名（うち社外監査役３名）でありますが，上記の報酬等には，平成29年６月28日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
2．当年度に係る取締役賞与につきましては，支給しないことといたしました。
3．上記のうち，社外役員５名に対する報酬等の総額は，49百万円であります。
4．取締役の報酬等の額につきましては，客観性・透明性を確保する観点から，独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において審議しております。
5．株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
[報酬]
取締役　　月額55百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）
（平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会決議）
監査役　　月額12百万円以内
（平成19年６月28日開催の第83回定時株主総会決議）
[株式報酬型ストックオプション]
取締役　　１事業年度当たり180百万円以内
（平成22年６月29日開催の第86回定時株主総会決議）

3. 社外役員の重要な兼職の状況等および主な活動状況

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等（平成30年3月31日現在）

	氏名	重要な兼職の状況
取締役	清野　智	東日本旅客鉄道株式会社取締役会長 日本郵政株式会社社外取締役
	近藤　史朗	株式会社リコー取締役会長
監査役	宇野　郁夫	富士急行株式会社社外取締役 トヨタ自動車株式会社社外取締役 小田急電鉄株式会社社外監査役
	馬場　千晴	株式会社りそなホールディングス社外取締役

(注) 1．取締役清野智は，平成30年３月31日東日本旅客鉄道株式会社の取締役会長を退任いたしました。また，同年４月１日独立行政法人国際観光振興機構の理事長に就任いたしました。
2．取締役近藤史朗は，平成29年４月１日株式会社リコーの代表権のない取締役会長になりました。
3．監査役宇野郁夫は，平成29年６月29日株式会社三井住友フィナンシャルグループの社外監査役を退任いたしました。
4．監査役馬場千晴は，平成29年６月22日株式会社埼玉りそな銀行の社外取締役を退任いたしました。また，同年６月23日株式会社りそなホールディングスの社外取締役に就任いたしました。
5．当社は東日本旅客鉄道株式会社，日本郵政株式会社およびトヨタ自動車株式会社との間に電力供給の取引等があります。また，当社は株式会社リコーとの間に電力供給の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取締役	清野　　智	当年度開催の取締役会10回のうち９回に出席し，主に経営者としての豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	近藤　史朗	当年度開催の取締役会10回のすべてに出席し，主に経営者としての豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	藤原　作弥	当年度開催の取締役会10回のうち８回に出席し，また，当年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し，主に金融および報道メディアに関する豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	宇野　郁夫	当年度開催の取締役会10回のうち９回に出席し，また，当年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し，主に経営者としての豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	馬場　千晴	当年度開催の取締役会10回のすべてに出席し，また，当年度開催の監査役会14回のすべてに出席し，主に金融に関する豊富な経験と識見に基づき，議案，審議等につき必要な発言を適宜行っております。

４．責任限定契約の内容の概要

当社は,会社法第427条第１項の規定により,社外取締役および監査役との間に,同法第423条第１項の取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

Ⅴ　会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2．会計監査人の報酬等の額

		百万円
①	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	230
②	上記の合計額のうち，当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	91

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので，②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2．監査役会は，取締役，社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて，会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果，会計監査人の報酬等につき，会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．非監査業務の内容

当社は,会計監査人に対して,公認会計士法第２条第１項の業務以外に,システムセキュリティ対策に関する業務等を依頼しております。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は，会計監査人が会社法第340条第１項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は，監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査役会は，上記の場合のほか，会計監査人の監査品質，監査実施の有効性および効率性などを勘案して，会計監査人として適当でないと判断した場合は，会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

Ⅵ　業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況

1．業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

当社は，取締役会において，「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決議しております。

なお，平成30年３月29日開催の取締役会において，役付執行役員の新設ならびに常務会の廃止および経営会議の設置を踏まえた改正を決議しております。

⑴　取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は，社会の一員として，法令および定款に適合し，公正・透明かつ効率的に事業活動を推進し，社会的責任を果たす。

取締役会を，原則として毎月１回開催する。取締役会では，経営に関する重要な計画をはじめ，当社の業務執行の重要事項を決定するとともに，取締役から業務執行状況の報告を受ける。また，取締役の職務の執行につき相互に監督する。

経営と執行の役割分担をより明確に区分し，社長執行役員，副社長執行役員，常務執行役員（以下，あわせて「役付執行役員」という）が業務執行を担う。役付執行役員により構成される経営会議を原則として毎週開催し，取締役会決議に基づき，全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。

東北電力グループＣＳＲ方針および東北電力グループ行動指針を策定し，取締役は本方針・指針を率先垂範するとともに，その精神の徹底に努める。また，社長執行役員を委員長とする企業倫理･法令遵守委員会を設置するとともに，コンプライアンス推進担当役員を置き，事業活動における企業倫理･法令遵守を推進する。さらに，企業倫理相談窓口を開設し，相談者保護を図りながら相談案件等の調査を行う等適正に運用する。

なお，反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては，関連する社内規程等に基づき，毅然として対応する。

内部監査部門を設置して，当社業務の有効性・効率性および企業倫理・法令遵守を確保するため内部監査を実施し，その結果を社長執行役員に報告するとともに経営会議および取締役会に報告する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書，電磁的情報その他の情報について，社内規程に基づき，適切に管理・保存し，必要に応じて取締役が閲覧できるものとする。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は，当社の業務執行に係るリスクについて，その内容に応じて，関連する社内規程に基づき，各部門または社内会議体等を活用する等，適切に対応する。

定期的に事業活動に係るリスクの抽出・評価を行い，経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては，その対策等を毎年度の各部門が策定する事業計画に織込み，管理サイクルの中でリスク管理を実践する。

自然災害および原子力災害等に係るリスクについては，社内規程を定めるとともに，災害を想定した訓練を行う等，リスク発生に備える。原子力発電所の自主的かつ継続的な安全性向上について，社内委員会を設置し，定期的に安全性の評価・分析，リスク低減に向けた対応策等を検討し，適切に対応する。

卸電力取引等に起因する市場リスク管理等を行うための社内委員会，ならびに，国内外での不測の事態に備えた危機の未然防止とリスクが現実化した際の被害の最小化を目的とする社内委員会をそれぞれ設置し，これらのリスクに適切に対応する。

リスク管理の状況については，必要に応じて，経営会議等に報告する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

役付執行役員は，取締役会決議に基づき，当社の業務執行を行う。その際，経営環境の変化に迅速に対応するため，経営会議や社内会議体を活用する等，効率的な業務執行を行う。

役付執行役員は，その職務の執行を効率的に行うため，次の措置を講じる。

①経営理念・経営の方向性を使用人に徹底するとともに，経営に関する重要計画のほか，各種計画を策定し，業務執行における重点施策，目標を明確化するとともに，実施結果の評価を行う。

②業務執行は，組織および職務権限に関する規程に基づき，所定の手続きを経て行う。

③取締役会等諸会議における報告，使用人との意見交換，お客さまをはじめとする当社に関わりのある皆さまとの接触等により，経営に関わる情報を収集し，職務の執行に反映する。

⑸　使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は，役付執行役員の指揮命令のもと，東北電力グループＣＳＲ方針および東北電力グループ行動指針等の規範を遵守し，組織および職務権限に関する規程に基づき，職務の執行を行う。使用人の職務の執行は，業務執行の決定手続きや報告等を通じて，取締役の監督を受ける。

ＣＳＲ推進会議の下，企業グループが一体となったＣＳＲを推進する。

企業倫理・法令遵守委員会の下，各室部店所単位に設置された企業倫理責任者および企業倫理推進担当者を中心に，東北電力グループ行動指針の徹底，教育・啓発活動等を行い，事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。また，企業倫理相談窓口を開設し，相談者保護を図りながら相談案件の調査を行う。こうした取り組みについて企業倫理・法令遵守委員会および取締役会へ定期的に報告する。

⑹　当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は，企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め，グループ会社各社に対し，重要事項について事前協議および報告を求め，指導・助言を実施する。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は,社内規程を定め,グループ会社各社に対し,経営に関する重要な計画を策定させるとともに，主要な会社から定期的に計画の進捗状況の報告を受け，各社におけるリスクについて把握する。

当社は，グループ会社各社に対し，事前協議および報告を通じて把握した各社の重要なリスクへの対応について，指導・助言を実施する。

また，グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について，経営会議等に報告する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は，企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ全体の経営会議の開催，効率化施策の共同実施等，企業グループ経営を推進する。

当社は，グループ会社各社に対し，業務執行にあたっては，社内会議体を活用する等効率的に行うとともに，組織および職務権限に関する規程に基づき，所定の手続きを経て業務執行を行うよう，適宜，指導・助言を実施する。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は，グループ会社各社に対し，東北電力グループＣＳＲ方針および東北電力グループ行動指針を踏まえて各社の行動指針を策定する等，法令と法の精神の遵守を徹底するよう，適宜，指導・助言を実施する。

また，当社は，東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針を定め，企業グループ一体となった活動を実施するとともに，各社の企業倫理・法令遵守の担当責任者に対する指導・助言等により企業倫理・法令遵守の徹底を図る。

当社の企業倫理相談窓口は，グループ会社各社の取締役，監査役および使用人からの相談も受け付ける。また，相談案件の処理状況を企業倫理・法令遵守委員会および取締役会に報告する。

⑤その他当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

内部監査部門は，グループ会社各社における内部監査の状況を勘案し，主要な会社については必要に応じて直接内部監査を実施し，その結果を社長執行役員に報告するとともに経営会議および取締役会に報告する。

⑺ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助することを職務とする組織を設置し，専属の使用人を置く。

⑻ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する組織の職務は監査補助に限定し，同組織に所属する使用人を監査補助以外の業務には従事させない。

⑼ **監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役を補助する組織に所属する使用人は監査役の直轄下に置き，同組織に所属する使用人の人事に関しては，事前に監査役と協議する。

⑽ **監査役への報告に関する体制**

①取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は，当社の業務執行上重要と判断した事項について，監査役に報告する。

取締役および使用人は，監査役が監査のために報告を求めた場合にはこれに応じる。

また，企業倫理相談窓口に対する取締役および使用人による相談案件の概要について，監査役に報告する。

②子会社の取締役，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役および使用人は，グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について，監査役に報告する。

また，当社の企業倫理相談窓口に対するグループ会社各社の取締役，監査役および使用人による相談案件の概要について，監査役に報告する。

⑾ **監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は，監査役へ報告した者に対して，報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

また，グループ会社各社に対し，監査役へ報告した者に対して，報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう，徹底する。

⑿ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行に伴い生ずる費用を請求するときには，当該請求に係る費用が職務の執行に必要がないと判断される場合を除き，これに応ずる。

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は，取締役会のほか，経営会議等重要な諸会議に出席するとともに，当社が保存・管理する資料等を閲覧することができる。

代表取締役と監査役とは，経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため，定期的に会合を持つ。

監査役の監査成果を高めるため，内部監査部門は，内部監査の結果を監査役に情報提供する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく，当年度における運用状況の概要は，次のとおりであります。

なお，当年度における運用状況の概要は，同基本方針の改正前の内容に基づくものであります。

⑴ 職務執行の適正性および効率性の確保に係る取り組みの状況

当社は，取締役会を原則毎月開催し（当年度は10回開催），業務執行上の重要事項を決議するとともに，業務執行状況の報告を行っております。また，常務会を原則毎週開催して（当年度は44回開催），取締役会決議に基づく全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について，様々な観点から協議しております。

各本部・部門は，「東北電力グループ経営ビジョン」や「東北電力グループ中期経営方針（2017～2020年度）」を踏まえて計画を策定し，的確にＰＤＣＡサイクルを展開しております。

最高経営層による事業所訪問を実施し，当社を取り巻く事業環境と経営の方向性，電力システム改革への対応などについて各事業所の中堅・若手社員との対話を行い，理解の浸透・共有化を図っております。

また，内部監査部門は，計画に基づき業務全般にわたる内部監査を実施し，その結果を定期的に社長，常務会および取締役会に報告しております。

⑵ 企業倫理・法令遵守に係る取り組みの状況

当社は，「東北電力グループＣＳＲ方針」，「東北電力グループ行動指針」，「東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針」を策定するとともに，社長を委員長とする「企業倫理・法令遵守委員会」を開催し，年度ごとに策定する「企業倫理・法令遵守活動計画」に則って企業倫理・法令遵守活動を展開しております。

具体的には，当社およびグループ会社の経営層を対象とした「東北電力グループ企業倫理・法令遵守トップセミナー」を開催したほか，10月に実施する「東北電力グループ企業倫理月間」では，各種啓発活動等の企業グループ一体となった活動を展開しております。

また，「東北電力企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口を社内外に設置し，企業グループを含めた役職員の職務執行に係る法令違反等について早期発見と是正に努めております。

平成29年12月に公表いたしました「送電線新設工事に関する不適切な対応」に関しては，速やかに社内調査検討委員会を設置して調査・要因の分析を行い，再発防止対策を策定のうえ，その実施に取り組んでおります。

⑶ 損失の危険の管理に係る取り組みの状況

当社は，定期的に業務上や財務上のリスク調査を実施し，リスクの認識，分析・評価を行い，重要なリスクへの対応については，各室部，部門の中期計画や年度業務計画に織り込むなど，的確にＰＤＣＡサイクルを展開しております。

また，経営に重大な影響を及ぼす恐れのある危機に対しては，「危機管理活動計画」に基づき対応力の維持・向上のための訓練や情報共有化の取り組みを行うとともに，活動状況については，「危機管理委員会」で検証し，適宜見直しを行っております。

自然災害および原子力災害等に係るリスクについては，「防災業務計画」，「非常災害対策実施基準」を定めるとともに，自治体等と連携のうえ，本店非常災害訓練，原子力発電所防災訓練など定期的に訓練を実施しております。また，原子力に係るリスクについては，自主的かつ継続的に原子力発電所の安全性向上を図るため，「原子力リスク検討委員会」を開催し，原子力リスクの評価・分析，リスク低減に向けた対応策の検討などを行っております。加えて，「原子力のあり方に関する有識者会議」の開催等を通じリスクを低減し，さらに安全性を高めるための検討を行っております。

卸電力取引等に起因する市場リスクについては，「市場リスク管理委員会」を開催し，的確な管理を行っております。

⑷ 企業グループにおける取り組みの状況

当社は，「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱基準」を定め，グループ会社各社の重要事項について事前協議および報告を求め，指導・助言を実施しております。定期的な「企業グループ経営会議」の開催などにより，「東北電力グループ中期経営方針」等を共有化しております。また，「危機管理対応マニュアル」や「東北電力企業グループ非常災害発生時の情報連携ルール」を定めて，危機管理および非常災害時の体制を確立しております。さらに，「東北電力グループ企業倫理月間」や，グループ会社各社との連絡会等における各社への支援を通じ，グループの一体感醸成と企業倫理・法令遵守の徹底を図っております。

⑸ 監査役監査の実効性確保に係る取り組みの状況

監査役は，取締役会および常務会に出席しているほか，各種資料の閲覧等を通じて重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認しております。また，内部監査部門から内部監査の状況を定期的に監査役に報告するとともに，「東北電力企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口の受付・処理状況についても定期的に報告しております。さらに，取締役と監査役の定期的な情報交換を行うとともに，内部監査担当取締役，監査役，会計監査人の三者で定期的に情報交換を行うことで監査の実効性向上に努めております。

専任の補助使用人が所属する「監査役室」を監査役の直轄下に設置し，執行部門から分離させているほか，必要な監査費用の確保についても，監査役の請求に従い，会社法の定めに基づき適切に対応しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**3,502,547**	**固定負債**	**2,411,181**
電気事業固定資産	**2,470,308**	社債	810,189
水力発電設備	181,891	長期借入金	1,235,846
汽力発電設備	356,843	災害復旧費用引当金	4,987
原子力発電設備	239,095	退職給付に係る負債	178,178
送電設備	626,580	資産除去債務	121,001
変電設備	252,983	再評価に係る繰延税金負債	1,412
配電設備	660,980	その他	59,565
業務設備	117,905		
その他の電気事業固定資産	34,027	**流動負債**	**1,011,175**
その他の固定資産	**210,644**	1年以内に期限到来の固定負債	374,094
固定資産仮勘定	**321,481**	支払手形及び買掛金	143,999
建設仮勘定及び除却仮勘定	311,947	未払税金	34,334
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	9,533	諸前受金	263,798
核燃料	**159,977**	災害復旧費用引当金	135
装荷核燃料	34,729	その他	194,812
加工中等核燃料	125,248		
投資その他の資産	**340,135**	**引当金**	**1,100**
長期投資	110,554	渇水準備引当金	1,100
退職給付に係る資産	4,224		
繰延税金資産	118,208	**負債合計**	**3,423,457**
その他	107,424		
貸倒引当金（貸方）	△ 276	**株主資本**	**739,490**
		資本金	251,441
流動資産	**719,615**	資本剰余金	22,433
現金及び預金	187,905	利益剰余金	472,718
受取手形及び売掛金	212,195	自己株式	△ 7,101
短期投資	57,940		
たな卸資産	70,196	**その他の包括利益累計額**	**△ 9,129**
繰延税金資産	54,917	その他有価証券評価差額金	6,861
その他	136,752	繰延ヘッジ損益	△ 1,272
貸倒引当金（貸方）	△ 292	土地再評価差額金	△ 840
		為替換算調整勘定	684
		退職給付に係る調整累計額	△ 14,562
		新株予約権	**957**
		非支配株主持分	**67,387**
		純資産合計	**798,705**
合計	**4,222,163**	**合計**	**4,222,163**

連　結　損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**1,963,714**	**営業収益**	**2,071,380**
電気事業営業費用	1,763,752	電気事業営業収益	1,854,398
その他事業営業費用	199,962	その他事業営業収益	216,981
営業利益	**(107,665)**		
営業外費用	**25,590**	**営業外収益**	**6,358**
支払利息	21,684	受取配当金	764
その他	3,905	受取利息	250
		持分法による投資利益	715
		その他	4,628
当期経常費用合計	**1,989,305**	**当期経常収益合計**	**2,077,738**
当期経常利益	**88,433**		
渇水準備金引当又は取崩し	**1,100**		
渇水準備金引当	1,100		
特別損失	**14,920**		
減損損失	14,920		
税金等調整前当期純利益	**72,412**		
法人税等	**20,260**		
法人税等	15,174		
法人税等調整額	5,085		
当期純利益	**52,151**		
非支配株主に帰属する当期純利益	**4,935**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**47,216**		

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**3,370,691**	**固定負債**	**2,337,067**
電気事業固定資産	**2,517,487**	社債	810,189
水力発電設備	164,332	長期借入金	1,223,209
汽力発電設備	345,121	長期未払債務	3,444
原子力発電設備	240,271	リース債務	6,357
内燃力発電設備	13,742	関係会社長期債務	5,399
新エネルギー等発電設備	11,559	退職給付引当金	121,288
送電設備	643,405	災害復旧費用引当金	4,987
変電設備	262,612	資産除去債務	120,359
配電設備	712,070	雑固定負債	41,832
業務設備	123,870	**流動負債**	**931,461**
貸付設備	501	1年以内に期限到来の固定負債	364,547
附帯事業固定資産	**1,614**	コマーシャル・ペーパー	18,000
事業外固定資産	**4,744**	買掛金	79,549
固定資産仮勘定	**311,921**	未払金	39,891
建設仮勘定	299,662	未払費用	87,597
除却仮勘定	2,725	未払税金	24,968
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	9,533	預り金	1,644
核燃料	**159,977**	関係会社短期債務	51,398
装荷核燃料	34,729	諸前受金	263,221
加工中等核燃料	125,248	災害復旧費用引当金	135
投資その他の資産	**374,945**	資産除去債務	9
長期投資	92,170	雑流動負債	497
関係会社長期投資	195,268	**引当金**	**1,100**
長期前払費用	10,222	渇水準備引当金	1,100
繰延税金資産	77,344	**負債合計**	**3,269,629**
貸倒引当金（貸方）	△ 61		
流動資産	**535,783**	**株主資本**	**631,210**
現金及び預金	93,925	資本金	251,441
売掛金	150,775	資本剰余金	26,657
諸未収入金	114,958	資本準備金	26,657
短期投資	50,500	利益剰余金	360,295
貯蔵品	48,665	利益準備金	62,860
前払費用	304	その他利益剰余金	297,435
関係会社短期債権	19,534	海外投資等損失準備金	8
繰延税金資産	50,238	繰越利益剰余金	297,426
雑流動資産	7,102	自己株式	△ 7,184
貸倒引当金（貸方）	△ 222	**評価・換算差額等**	**4,677**
		その他有価証券評価差額金	5,949
		繰延ヘッジ損益	△ 1,272
		新株予約権	**957**
		純資産合計	**636,845**
合計	**3,906,474**	**合計**	**3,906,474**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**1,786,961**	**営業収益**	**1,869,361**
電気事業営業費用	**1,775,940**	**電気事業営業収益**	**1,857,528**
水力発電費	37,398	電灯料	587,361
汽力発電費	479,945	電力料	838,879
原子力発電費	95,351	地帯間販売電力料	60,143
内燃力発電費	10,927	他社販売電力料	149,335
新エネルギー等発電費	9,597	託送収益	42,607
地帯間購入電力料	59,025	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	498
他社購入電力料	391,889	事業者間精算収益	8,229
送電費	88,112	再エネ特措法交付金	149,352
変電費	53,632	電気事業雑収益	21,041
配電費	178,589	貸付設備収益	80
販売費	48,669		
貸付設備費	4		
一般管理費	115,362		
接続供給託送料	19		
再エネ特措法納付金	158,714		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	2,651		
電源開発促進税	29,578		
事業税	16,609		
電力費振替勘定（貸方）	△ 140		
附帯事業営業費用	**11,021**	**附帯事業営業収益**	**11,832**
ガス供給事業営業費用	10,590	ガス供給事業営業収益	11,447
熱供給事業営業費用	431	熱供給事業営業収益	385
営業利益	**(82,399)**		
営業外費用	**23,787**	**営業外収益**	**8,939**
財務費用	**21,935**	**財務収益**	**6,457**
支払利息	21,481	受取配当金	6,269
社債発行費	453	受取利息	188
事業外費用	**1,852**	**事業外収益**	**2,481**
固定資産売却損	37	固定資産売却益	253
雑損失	1,815	雑収益	2,228
当期経常費用合計	**1,810,749**	**当期経常収益合計**	**1,878,300**
当期経常利益	**67,551**		
渇水準備金引当又は取崩し	**1,100**		
渇水準備金引当	1,100		
特別損失	**14,608**	**特別利益**	**5,522**
減損損失	14,608	有価証券売却益	5,522
税引前当期純利益	**57,364**		
法人税等	**15,544**		
法人税等	7,888		
法人税等調整額	7,656		
当期純利益	**41,820**		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 9 日

東北電力株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　関口　茂　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　佐藤森夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士　有倉大輔　㊞

当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，東北電力株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては，連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，東北電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 9 日

東北電力株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 関口　茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤森夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 有倉大輔 ㊞

当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，東北電力株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第94期事業年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては，計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は，上記の計算書類及びその附属明細書が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

⑴　監査役会は，監査の方針，職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか，取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は，監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり，情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに，以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し，取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決定書類等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 10 日

東北電力株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）　加　藤　公　樹　㊞

常任監査役（常勤）　佐々木　隆　志　㊞

監査役（社外監査役）　藤　原　作　弥　㊞

監査役（社外監査役）　宇　野　郁　夫　㊞

監査役（社外監査役）　馬　場　千　晴　㊞

以　上

株主総会会場ご案内

会　場　仙台市青葉区一番町三丁目７番１号
電力ビル７階電力ホール

会場付近略図



○会場には駐車場がございませんので，公共交通機関等をご利用願います。

交　通
ＪＲ線	仙台駅から徒歩約10分
ＪＲ仙石線	あおば通駅から徒歩約５分
地下鉄東西線	青葉通一番町駅から徒歩約５分（最寄りの出口は北１）
地下鉄南北線	広瀬通駅から徒歩約１分（最寄りの出口は西３）
バス	電力ビル前下車

UD FONT
VEGETABLE OIL INK